氷見市景観計画

平成31年３月策定

令和８年９月改定

氷見市

目次

序　章　計画の目的と位置づけ

序－１　景観計画の目的 ･･･ 1

序－２　景観計画の構成 ･･･ 2

序－３　景観計画の位置づけ ･･･ 3

序－４　景観計画の役割 ･･･ 4

第１章　氷見市の景観構造

１－１　景観構造（景観特性からの類型化）の現況 ･････････････････････ 5

第２章　良好な景観の形成に関する方針及び景観計画区域

２－１　景観形成の基本理念 ･･･ 10

２－２　景観形成の基本方針 ･･･ 11

２－３　景観計画区域 ･･･ 12

２－４　行為の制限に関する基本的な考え方 ･･････････････････････････ 13

第３章　市域全体に対する景観誘導策

３－１　景観類型別における景観形成の方針 ･･････････････････････････ 14

３－２　景観計画区域における届出対象行為 ･･････････････････････････ 18

３－３　市域全体における景観誘導基準 ･･････････････････････････････ 21

第４章　景観形成重点地区の設定

４－１　景観形成重点地区の設定基準 ･････････････････････････････････ 28

４－２　景観形成重点地区の候補地 ･･･････････････････････････････････ 29

４－３　景観形成重点地区の指定 ･････････････････････････････････････ 41

第５章　景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

５－１　景観重要建造物の指定の方針 ･････････････････････････････････ 43

５－２　景観重要樹木の指定の方針 ･･･････････････････････････････････ 44

第６章　その他の良好な景観形成に関する事項

６－１　屋外広告物の設置に関する行為の制限に関する事項 ･･････････････ 45

６－２　景観重要公共施設の整備に関する事項 ･････････････････････････ 48

６－３　景観農業振興地域整備計画に関する事項 ･･････････････････････ 49

６－４　自然公園法の許可基準に関する事項 ･･･････････････････････････ 49

第７章　計画の実現に向けて

７－１　計画の実現に向けた役割 ･････････････････････････････････････ 50

７－２　計画の実現に向けた取り組み ･････････････････････････････････ 51

７－３　計画の目標設定と見直し ･････････････････････････････････････ 54

参考資料

委員会名簿、策定までの経過、パブリックコメント実施結果 ･･････････････ 56

序章　計画の目的と位置づけ

序－１　景観計画の目的

氷見市においては、広域交通網「能越自動車道」の市域区間が全線開通（平成 27 年）し、上庄川の河口部に架かる斜張橋「比美乃江大橋」（平成 12 年）の開通、氷見の食文化の発信拠点となる「氷見漁港場外市場ひみ番屋街」（平成 24 年）の整備のほか、平成 26 年５月には氷見市役所新庁舎が開庁するなど、氷見市を取り巻く都市環境及び都市景観は大きく様変わりしようとしています。

これらの開発は、市民の暮らしを豊かにするとともに、市外からの来訪者を呼び込み市内外の人々の交流を促進させるなど、氷見市の魅力を向上させる原動力となるものです。

その一方で、能越自動車道の開通に伴う幹線道路沿いの開発が急速に進み、氷見市の原風景となる自然環境と調和した集落景観や、中心商店街の衰退による連続的なまち並み、市街地の特徴的な黒瓦の家並みが失われるおそれがあるなど、景観的な弊害が危惧されています。

そのため、地形風土や、これまで積み重ねられてきた歴史・伝統・文化に培われた氷見市らしい景観や、暮らしと生業が共存した市民の心に残る原風景を守るとともに、一定のルールのもとで新たな景観を創造していくことが求められます。

また、人口減少や高齢化の進展による地域コミュニティの活力低下、空き家の増加や田畑の荒廃が進んでいますが、景観を守ることで氷見市の魅力を高め、交流人口の増加や活性化に繋げていくことが必要と考えます。

このような背景を踏まえ、氷見市では、学識経験者、市民からの公募委員、関係団体職員、関係行政機関職員から構成された「景観基本計画策定委員会」（計４回開催）による協議や、市民アンケート調査・パブリックコメントを実施し、平成 28 年６月に景観形成の理念などを示す「氷見市景観基本計画」を策定しました。

この基本計画に基づき、美しい自然景観の保全や魅力ある個性豊かな景観の創造を図るため、景観計画区域や、良好な景観の形成のための基本的な方針、行為の制限内容などの必要事項を示す景観法に基づく「景観計画」を策定するものです。

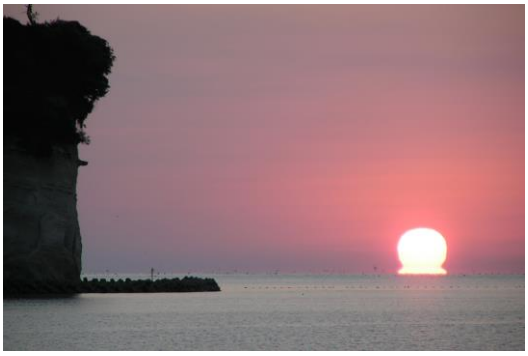

序－２　景観計画の構成

第１章
氷見市の景観構造

１－１　景観構造（景観特性の類型化）の現況
「氷見市景観基本計画」の景観特性による類型を示します。

第２章
良好な景観の形成に関する方針
（景観法 第８条 第３項）
及び景観計画区域
（景観法 第８条 第２項 第１号）
行為の制限に関する事項（一部）
（景観法 第８条 第２項 第２号）

２－１　景観形成の基本理念
「氷見市景観基本計画」を受け、基本理念において、本市が目指す景観形成のあり方を示します。

２－２　景観形成の基本方針
「氷見市景観基本計画」を受け、景観形成の基本方針を、良好な景観の形成に関する方針として位置づけます。

２－３　景観計画区域
氷見市において、良好な景観の形成のための事業を実施する区域を設定します。なお、当該区域は市全域とします。

２－４　行為の制限に関する基本的な考え方
氷見市の良好な景観形成に向けて、行為の制限に関する基本的な考え方（段階的な基準設定など）を示します。

第３章
市全域に対する景観誘導策
（行為の制限に関する事項）
（景観法 第８条 第２項 第２号）

３－１　景観類型別の方針
「氷見市景観基本計画」の景観特性による類型化の現況を示します。

３－２　届出対象行為
氷見市の良好な景観形成に向けて、行為を制限する届出対象を示します。

３－３　行為の制限に関する基準
市全域、類型別などの段階に応じた行為の制限に関する基準を示します。

第４章
景観形成重点地区の設定
（行為の制限に関する事項）
（景観法 第８条 第２項 第２号）

４－１　景観形成重点地区の設定基準
氷見市において、特に積極的な景観誘導を行う地区「景観形成重点地区」の設定基準を定めます。

４－２　景観形成重点地区の候補地
上記の設定基準をもとに、「景観形成重点地区」の候補地を比較検討します。
また、候補地の中から「優先的に対応を検討する地区」を選定し、景観誘導の方向性を定めます。

４－３　景観形成重点地区の指定
候補地の中から指定された積極的な景観誘導を行う地区「景観形成重点地区」を示します。

第５章
景観重要建造物及び
景観重要樹木の指定の方針
（景観法 第８条 第２項 第３号）

５－１　景観重要建造物の指定の方針
氷見市において、良好な景観の形成を促進するため、景観上重要な建造物の指定の方針や基準等を定めます。

５－２　景観重要樹木の指定の方針
氷見市において、良好な景観の形成を促進するため、景観上重要な樹木の指定の方針や基準等を定めます。

第６章
その他の良好な景観形成に関する事項
（景観法 第８条 第２項 第４号）

景観法に基づき、景観計画に必ず定める事項（区域、行為の制限等）のほか、良好な景観形成に向けて、屋外広告物、景観重要公共施設に関する方針などを定めます。

第７章
計画の実現に向けて

「氷見市景観基本計画」（景観形成推進方策の検討）を踏まえ、計画の実現に向けた市民・事業者・行政の役割分担などを示します。

必須事項　定めることが望ましい事項　選択事項　※景観重要建造物・樹木については、指定対象がある場合

序－３　景観計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第９次氷見市総合計画」に即し、「氷見市都市計画マスタープラン」に適合するよう策定します。また、景観関連計画である「富山県景観条例」及び氷見市の景観形成の理念を示す「氷見市景観基本計画」との整合性を図りながら策定します。

景観計画の位置づけ

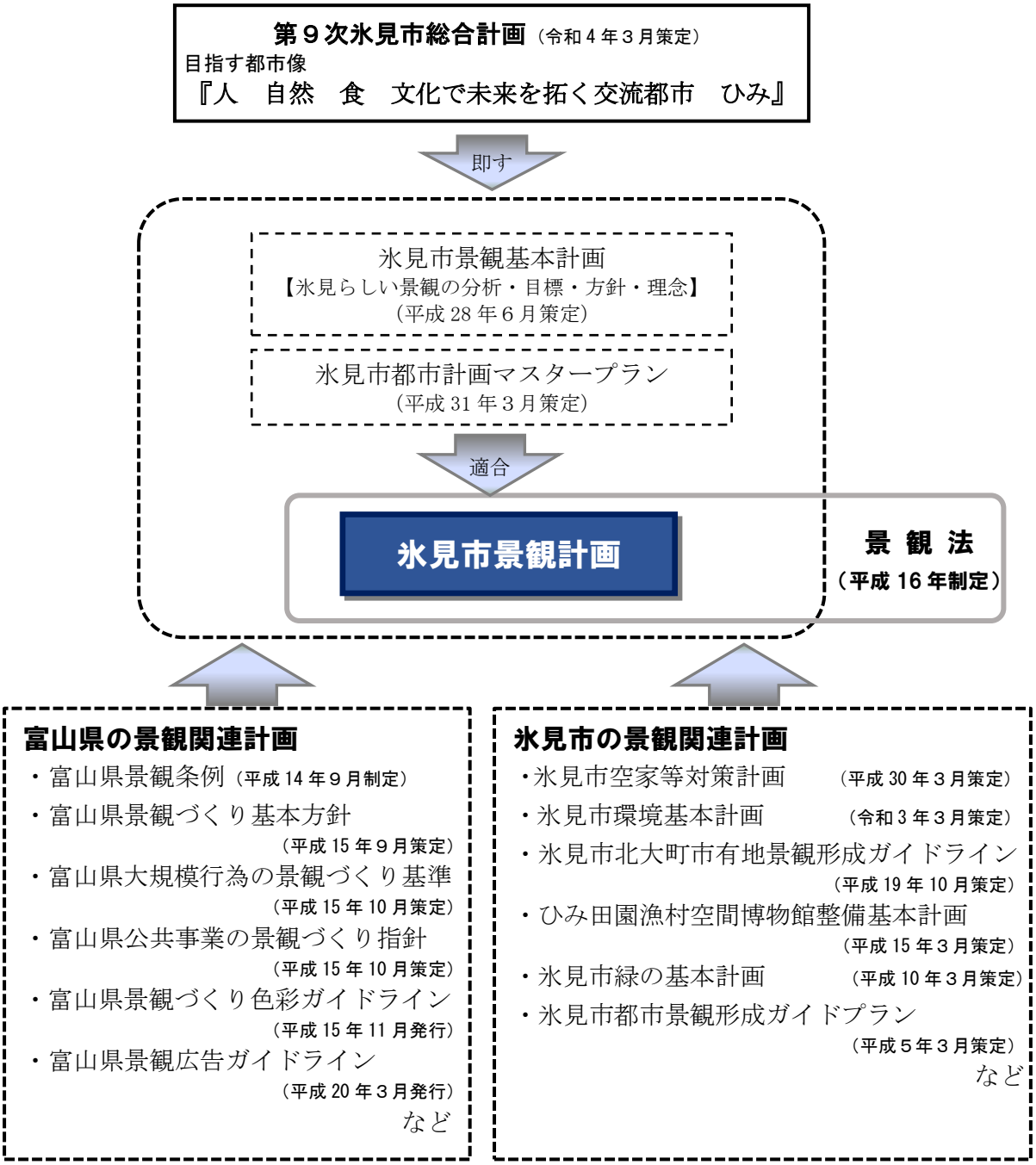

序－４　景観計画の役割

景観計画は、都市部に限らず、農山漁村等を含む一体的な区域を指定し、多様な分野・事業領域と関わりながら、良好な景観形成を進めることができる計画ですが強制力を伴う規制・誘導（勧告及び変更命令）については、原則、条例により位置づけられた建築物・工作物の形態意匠に限られています。

このような、景観計画の役割・特性を踏まえながら、関連計画との調整により、総合的な景観づくりを進めていくことが必要です。

景観計画の役割・特性イメージ図

第１章　氷見市の景観構造

１－１　景観構造（景観特性からの類型化）の現況

農山漁村の伝統的な生産の場や暮らしの仕組みによって生み出される３つの景観特性**「谷筋集落景観」「平地集落景観」「沿岸部集落景観」**や、商業や流通の中枢地・街道として繁栄してきた市街地の景観特性**「市街地景観」**に大別できます。

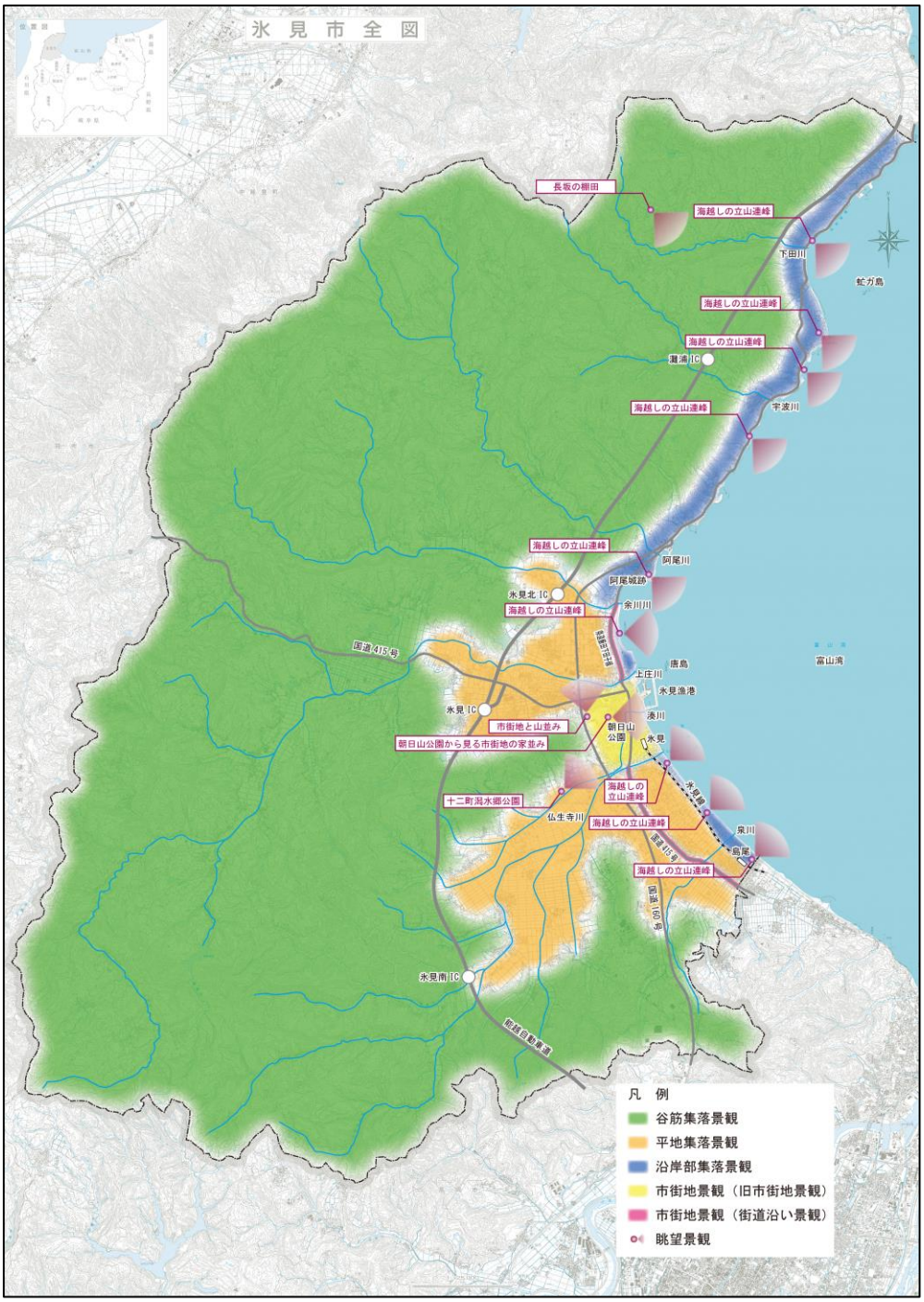

氷見市の景観構造図

この景観構造図は、景観特性の概ねの位置を示したものであり、誘導基準の景観類型別概要項目は都市計画課窓口で確認してください。

1．谷筋集落景観の現況

下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、仏生寺川とその支流沿いの谷に位置する集落の景観を「谷筋集落景観」と分類します。谷の長さや広さ、急峻さの程度はさまざまですが、氷見の地勢は多様な谷筋の集落の存在（**「谷底平野集落」「谷間集落」「高台集落」**）によって特徴付けられています。また、文化庁選定の「歴史の道百選」では、富山県内３箇所の内、２箇所（通称：石動山往来、臼ヶ峰往来）が本市の谷筋集落に位置しており、その風情が里山景観の一部になっています。

現　況
① 谷底平野集落 • 森寺や小窪、下戸津宮、柿谷、小久米、触坂、下久津呂等に代表される地区です。 • 河川を中心とする緩やかで長く続く谷の中の集落で、家並みは山際に立地し、その周囲には水田が広がり、山裾には棚田が作られ、それらが一体となった里山景観を形成しています。 • 川からの水は集落内の水路に引水され防火用水としても利用されるなど、生活と水の結びつきの強さが伺える景観となっています。
② 谷間集落 • 戸津宮、仏生寺（上中、脇之谷内）、上余川（一ノ瀬）、一刎、棚懸等に代表される地区です。 • 宇波川、阿尾川、余川川、仏生寺川を中心として長く続く谷の両側や、山奥に入り組むように位置する集落のことです。 • 山奥へとのびる小さな谷の中で山に包まれるような景観が特徴的です。 • 谷間を流れゆく宇波川などの河川は、清らかな水流と河川沿いの緑が調和し、良好な河川景観を有するとともに、集落にうるおいを与えています。   集落を流れる河川
③ 高台集落 • 平、長坂、論田、吉懸等に代表される地区です。 • 谷筋から山に向かって等高線を上がった場所に位置し、高台のように開けた場所にある集落です。 • 山の傾斜は様々ですが、高台に集落があるため、そこから周辺の山々に点在する里山や棚田の農の景観が一体となった農村集落の景観を感じることができます。 • 晴れた日には空が大きく感じられる、のびやかな景観が特徴的です。

代表的な谷筋集落景観

柿谷 （谷底平野集落）	仏生寺［上中］ （谷間集落）	長坂 （高台集落）

2．平地集落景観の現況

氷見の土地を流れる各水系のやや広い谷底平野部分に位置する集落の景観を「平地集落景観」と分類します。「平地集落景観」はさらに**「川沿い集落」「山際集落」「平野部集落」**に分けられます。

現　況
① 川沿い集落 • 下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、仏生寺川など平野部の河川に沿って立地する集落です。宇波、川尻、海津、布施などが代表的な川沿い集落です。 • 川尻や海津はいずれも十二町潟南西の地区であり、仏生寺川の流域に位置します。 • 近年では住宅地が進みつつある地区でもあります。 • 布施は、大部分が平地ですが、中央に「布勢の円山」と呼ばれる独立した小丘陵があり、集落の中央を仏生寺川が貫流しています。
② 山際集落 • 平野部周辺の山々の裾野に位置する集落です。 • 下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、仏生寺川など平野部の河川から、山までの平坦地、そして集落が一体となった、里山らしい景観が特徴となっています。 • 平野部には水を巧みに引き込んだ農地が広がり、農作物の生産地としての豊かな景観を見ることができます。
③ 平野部集落 • 特に広い平地を有するのが上庄川と仏生寺川周辺であり、それらに沿って広がる田園と集落は、氷見を代表する美しい景観のひとつであり、そうした広い平野部に立地する集落です。 • 農地の中を通っていたかつての街道を中心に、農地の区画や敷地割のまま集落化し、現在に至っています。 • 近年では、農地が宅地化され、新しいデザインの住宅も増えつつあります。 • 能越自動車道氷見南 IC から市街地に至る沿道には、交通利便性の向上などに伴い、新興住宅地が散見されます。 • 国道 160 号沿道の背後地においても、市街地や高岡市方面への交通利便性の向上などに伴い、新興住宅地が整備されています。 • オニバスなどの水草が見られる十二町潟水郷公園（十二町）、外観デザインが特徴的な「ひみ獅子舞ミュージアム」（泉）などが立地しています。

代表的な平地集落景観

布施 （川沿い集落）	余川 （山際集落）	湖光 （平野部集落）

3．沿岸部集落景観の現況

富山湾に面した灘浦海岸や氷見海岸沿いに立地する集落の景観を「沿岸部集落景観」と分類します。中波や中田、大境、薮田、阿尾、島尾などが代表的な集落です。昭和 43 年に能登半島国定公園が設定され、氷見海岸もその範囲に含まれました。その後、灘浦海岸道路の大改修により、民宿を中心とした観光地としても繁栄し、現在に至ります。沿岸部の集落からは海越しの立山連峰を望むことができます。

現　況

沿岸部集落景観

富山湾に浮かぶ虻ガ島

- 能登半島国定公園に指定された沿岸部では、海越しの立山連峰を望めるだけでなく、富山湾に浮かぶ虻ガ島、唐島などの島や、島尾、松田江の砂浜などがあり、氷見市を代表する優れた自然景観を有しています。
- 連続する海岸景観は、広大な全景を楽しめるだけではなく、移動によって移り変わる「シークエンス景観」を楽しむことができます。
- 宇波や阿尾、島尾のような主流の河川の河口部に位置する集落を除けば、山が海に迫り、平地が少なく、山から集落、集落から道路、道路から海岸へと連なる地域が多くあります。
- 特に沿岸部の北半分には漁業集落が点在し、特徴的な地形と人々の暮らしが織りなす美しい景観を有しています。
- 集落の多くが半農半漁で暮らしを成り立たせてきたことから、「海」と「農」が渾然一体となった景観を見ることができます。
- 国指定史跡の「大境洞窟住居跡」（大境）、県指定史跡の「阿尾城跡」（阿尾）などの歴史・文化景観が見られるとともに、現代的な外観デザインが特徴的な「氷見市海浜植物園」（柳田）などが立地しています。

大境洞窟住居跡

代表的な沿岸部集落景観

中田 （沿岸部集落）	泊 （沿岸部集落）	大境 （沿岸部集落）

4．市街地景観の現況

古くから水陸交通の要衝として栄えてきた中心市街地の景観、大火の後に再建された漁師町の景観、氷見漁港の周辺景観、そして物資の集散に際して用いられ、商業活動が発展した街道沿いに形成されたまち並み景観を「市街地景観」と分類します。市街地景観はさらに**「旧市街地」「街道沿い」「郊外」**に分けられます。

現　況
① 旧市街地景観 • 比美町、南大町、北大町などのまち並みが代表的な旧市街地景観です。 • 旧市街地とは、歴史的に氷見の中心地であり続けている市街地のことで、昭和の大火の際に焼失し、その後再建されたエリアが含まれます。おおよそ、上庄川と仏生寺川に囲まれた領域を指します。 • ひときわ目立つのが中央町交差点から北の橋までの両側に建つ「防災建築街区」（防火建築帯）です。基本的に３階建て鉄筋コンクリート造で、大きく分けると８つの街区から成り立っています。建物の長さが約 250mあり、１階が店舗、２・３階が住居として使われているユニークな建物です。 • 比美町・中央町商店街では「忍者ハットリくん」などのキャラクターモニュメントをアーケード下に配置する取組みを展開してきました。さまざまなモニュメントは、まち歩きを楽しくしてくれるアクセントとなっています。 • 湊川周辺は、川の流れと河川沿いの緑が調和し、良好な河川景観が見られるとともに、市民に親しまれる「忍者ハットリくんカラクリ時計」や復興橋などが整備されています。 • 近年では比美乃江大橋の開通、ひみ番屋街や漁業文化交流センターの開業、新市庁舎の整備、氷見駅前広が整備され、市街地の景観も徐々に変わりつつあります。 • 市街地に接する緑の丘陵地には、外観デザインが特徴的な「氷見市ふれあいスポーツセンター」（鞍川）が立地し、「ランドマーク」的な存在となっています。
② 街道沿い景観 • 旧氷見町から窪、柳田、小竹へとつながる一般県道薮田・下田子線の一部には、旧北陸道の名残があり、家々の区割は、街道に面して間口がやや狭く、奥に長い構成になっています。 • 街道に沿って比較的整然とした敷地形状となっていますが、街道のすぐ裏は旧来からの農道に沿ってやや不整形な敷地に民家が建ち並んでおり、独特のまち並み景観を作り出しています。 • 近年は街道背後の農地が宅地へと転用され、徐々に農地が減少しつつあります。
③ 郊外景観 • 高岡市に近いエリアは、国道 160 号を軸に市街地が形成されてきました。 • 国道を挟んで両側に住宅団地が造成され、近年ではロードサイド型店舗の立地が目立ちます。 • 「郊外」にあたるエリアでは、高度経済成長期以降、継続的に住宅地の開発が行われてきました。 • まとまりのある住宅地は、近代的な氷見の景観の類型の一つに含めることができます。 • 国道 415 号沿道においても、市街地や高岡市方面への交通利便性の向上などに伴い、住宅地が整備されています。

代表的な市街地景観

防災建築街区・中央町 （旧市街地景観）	幸町 （街道沿い景観）	上泉 （郊外景観）

第２章　良好な景観の形成に関する方針及び景観計画区域

２－１　景観形成の基本理念

３つの「氷見らしい景観を成り立たせている要素」を踏まえ、これからの景観形成の基本理念を定めます。

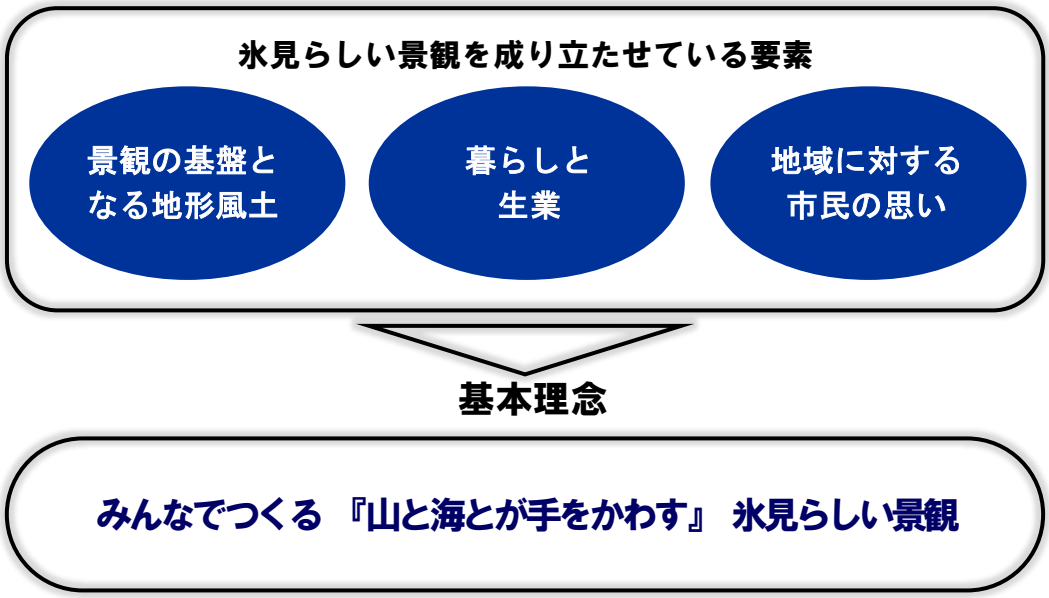

氷見市において、多くの市民が魅力的と感じる景観は、自然や歴史、地形風土などの本市の礎に関わる景観、また、暮らしと生業が密接に関係した集落の家並みなどの自然との関わりを感じる景観であり、これらが記憶に残る原風景として認識されているものと考えられます。

一方、都市や、施設などの新たに創られる構造的な景観については、魅力的と感じる市民は少ないものの、街道沿いに形成されたまち並みや大火から復興してきた市街地景観は、氷見にしかない独特の景観として親しまれています。

また、市民アンケート調査によれば、残したい景観・伝えたい景観として「立山連峰への眺望」が数多く挙がり、意識的であれ無意識的であれ、眺望的な視点で捉えられてきたことが分かるとともに、「比美乃江大橋・公園」「唐島」「島尾海岸」「ひみ番屋街」「氷見海岸」「松田江浜」が挙がるなど、氷見の景観と海岸は分かち難く結びついていることが分かります。

氷見市においては、このような特性を理解し、自然、歴史、地形風土、暮らしと生業が密接に関係した集落景観、市民に愛され続ける眺望景観や海岸景観を守るとともに、これまで積み重ねられてきた市街地の成り立ちなどを活かしつつ、新たな都市的景観を創造していくものとします。

同時に、良好な景観を阻害している要素を改善し、心地よい景観づくりを行うことや、積極的な市民参加のもと、市民・事業者・行政の協働によって推進していくことが不可欠であることから、それらの機運を高めていくものとします。

２－２　景観形成の基本方針

基本理念を踏まえ、これからの景観形成の基本方針を以下のように定めます。

「氷見らしい景観」を“まもる”

① 氷見をかたちづくる地形風土を知り、**地域に現れる暮らしの景観の特徴を保全**する

② 自然に寄り添う暮らしを理解し、その**空間構成を継承**する

③ 生物多様性を育む**自然環境との調和**を図る

「氷見らしい景観」を“いかす”

④ 街道の歴史や大火からの復興に由来する**「まちの遺産」を磨く**

「氷見らしい景観」を“つくる”

⑤ 氷見の歴史性や自然と調和しながら**まちの景観を創造**する

「氷見らしい景観」を“ととのえる”

⑥ 良好な景観を阻害している要素を取り除いたり、隠すほか、景観を損なっている建築物等を直すなど、**心地よい景観への改善**を図る

２－３　景観計画区域

氷見市においては、氷見をかたちづくる地形風土を基盤とし、農山漁村の伝統的な生産の場や暮らしを垣間見ることができる谷筋集落景観・平地集落景観・沿岸部集落景観、商業や流通の中枢地・街道として繁栄してきた地区が有する市街地景観、市民の原風景として心に刻まれている海越しの立山連峰、市街地の瓦屋根の家並みなどの眺望景観などが景観構成要素として市域の隅々に存在し、氷見らしい景観を成り立たせています。

氷見市の良好な景観形成には、氷見らしい景観を成り立たせている要素を一体的に捉え景観計画を推進することが必要であることから、「市全体」を景観計画区域として設定します。

このほか、氷見市において、特に積極的な景観誘導を行う地区を「景観形成重点地区」として指定するものとします。

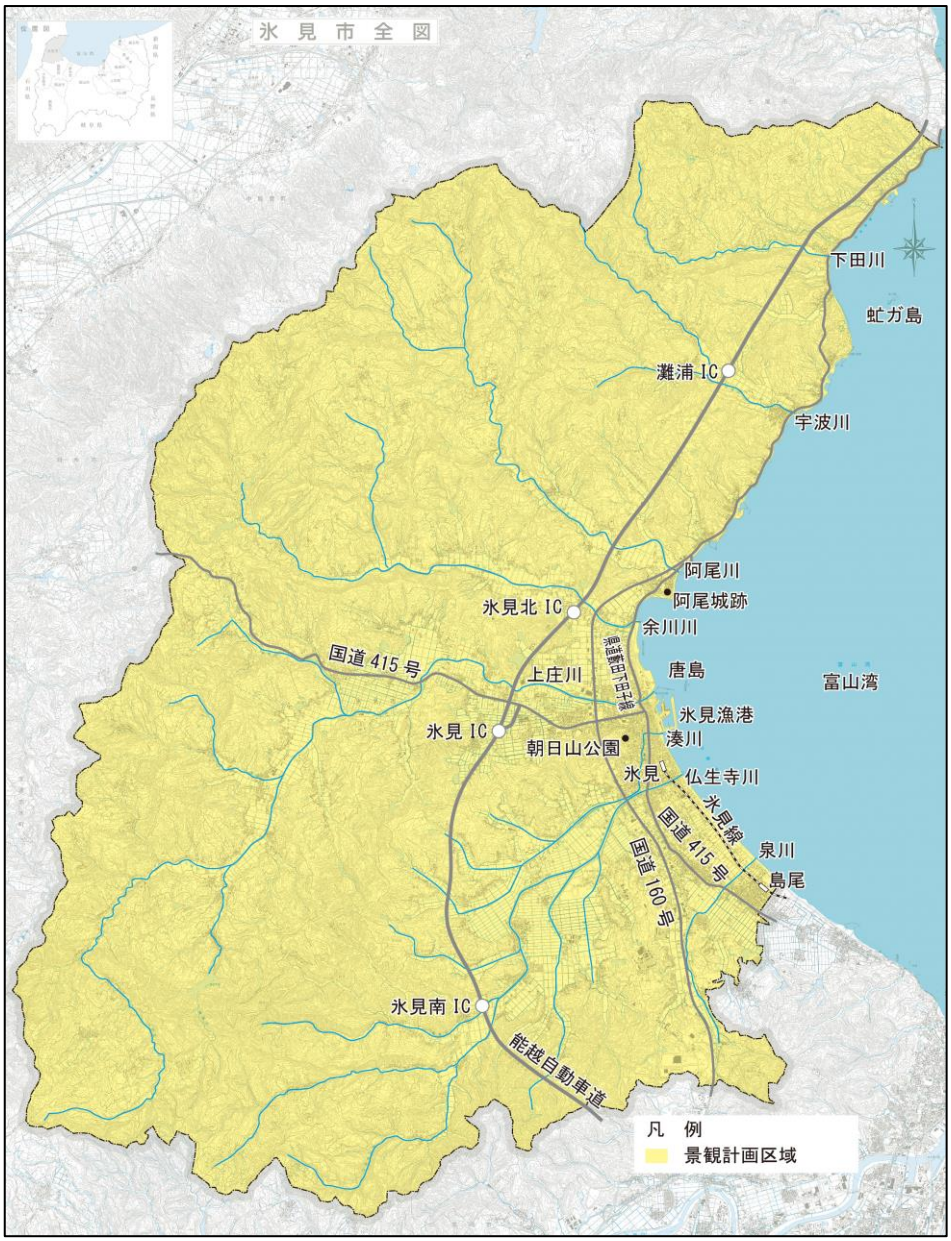

氷見市景観計画区域図

２－４　行為の制限に関する基本的な考え方

氷見市では、良好な景観形成に向けて、以下の段階的な基準設定により行為の制限に関する基準を定めるものとします。

また、行為の制限に関する基準は、景観類型別地域による地域特性等を踏まえながら設定します。

レベル１

【景観計画区域（市域全体）】

景観に対する市民の意識を醸成し、市域における一体的な景観形成を推進する

- 氷見らしい景観を成り立たせている要素を一体的に捉え景観形成を推進するため、**市域全体（景観計画区域）の基準を設定**します。
- **富山県景観条例に準ずる緩やかな基準**を適用し、条例の制定・施行に取り組みます。
- 地域の財産ともいうべき景観について理解を深める機会を提供し、次世代に引き継ぐ機運の醸成に努めます。

レベル２

【景観形成重点地区】

特に積極的な景観誘導を行う地区を絞り込み、重点的に景観形成を推進する

- 氷見市において、特に積極的な景観誘導を行うことが必要な地区を**「景観形成重点地区」として指定**します。指定に向けては、地区住民との十分な協議を行い、**必要に応じたきめ細かな基準**を設定します。
- 景観形成重点地区の候補地を選定し、当面は候補地の中から景観づくりに大きな影響を与える４大ネガティブ要素（大規模開発、屋外広告物、空き家及び空き店舗、耕作放棄地）について、**優先的に対応を検討する地区を数地区選定**するものとします。
- こうした取り組みを確実に実行し、景観形成に向けた市民の実感と機運を高めることにより、景観形成重点地区が拡大するよう努めます。

第３章　市域全体に対する景観誘導策

本章の「３－１景観類型別における景観形成の方針」、「３－３　市域全体における景観誘導基準」は、市内において行為を行うものすべてが守るべき方針、基準として位置づけます。なお、「３－２　景観形成区域における届出対象行為」に該当する行為を行う場合は、届出により、基準との整合を審査するものとします。

３－１　景観類型別における景観形成の方針

農山漁村の伝統的な生産の場や暮らしの仕組みによって生み出される**「谷筋集落景観」「平地集落景観」「沿岸部集落景観」**と商業や流通の中枢地・街道として繁栄してきた地域が有する**「市街地景観」**の景観形成の方針と課題を示します。

１．谷筋集落景観における方針

谷筋集落とは、氷見の地勢を特徴づける下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、仏生寺川とその支流沿いの谷筋に位置する集落であり、川を中心とする緩やかで長く続く谷に位置する「谷底平野集落」、長く続く谷に対して、両側あるいはさらに山奥に入り組んだ谷に位置する「谷間集落」、高台になった開けた場所に位置する「高台集落」に分類されます。

本地域では、谷筋を形成する緑豊かな森林環境を保全するための森林施策や地滑り対策のほか、農地の荒廃や耕作放棄につながるおそれのある深刻な鳥獣被害への対策など、専門家・市民・事業者・行政が一体となり事業を推進します。

また、人々の生活に結びつき、集落にうるおいを与える河川環境を保全するとともに、集落景観を構成する要素になっている農地灌漑用のため池と周辺環境の保全や、山の斜面を利用した棚田などの良好な田園環境を保全します。

集落の人口減少や高齢化による空き家、耕作放棄・遊休農地の増加に対応するため、新規就農者の定住促進や農地の放牧地への転用、農業への企業の参入促進に努めるなど、多角的な視点から自然と集落が調和した景観を保全します。

併せて、この地域特有の富山湾越しの立山連峰と森林や田園などが一体となった氷見らしい眺望景観を保全します。

谷筋集落景観の課題

- 里山等の森林や貴重な生態系、植生の保全・活用
- 農業施策と連携した棚田などの農地の保全・活用
- 集落景観を阻害する空き家、廃屋の解消・活用
- 自然と調和したのどかな田園風景と伝統的な集落の保全
- 沿道や谷間へのごみの不法投棄の防止
- 歴史文化拠点の保全・整備と観光資源としての活用（歴史の道、ひみラボ水族館など）

山・里・田畑で構成される景観

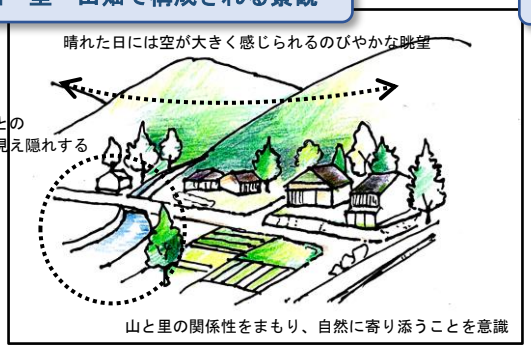

高台からの景観

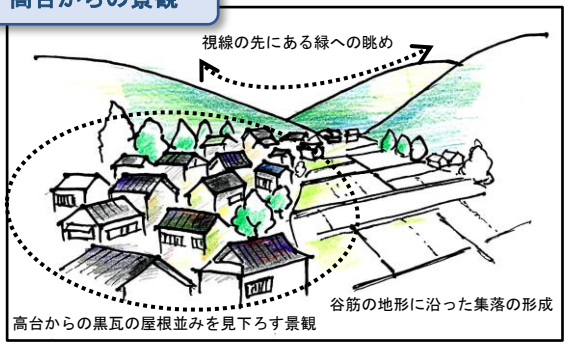

2．平地集落景観における方針

平地集落とは、氷見の土地を流れる各水系のやや広い谷底平野部分に位置する集落であり、平野部の河川に沿って立地する「川沿い集落」、平野部周辺の山々の裾野に位置する「山際集落」、特に広い平野部に立地する「平野部集落」に分類されます。

河川や水田、民家が一体となった特有の景観を形成しており、特に、連続したまとまりのある水田が広がる地域では、春から夏にかけては緑の絨毯を思わせる美観を呈します。

本地域では、平野部を緩やかに流れる河川の景観を保全するとともに、山裾の緑や平野部に広がる田園と集落が調和した景観を保全します。

また、近年では、農地の宅地化の進行により新しいデザインの住宅が増えつつあり、今後も宅地開発などが懸念されることから、建築物等の景観規制・誘導に努めます。

一方、国道 160 号、国道 415 号等の幹線道路沿道では、商業施設等の進出が見られることから、眺望や見通しなどに配慮した良好な沿道景観を形成するため、建築物等のほか、屋外広告物の景観規制・誘導に努めます。特に、能越自動車道インターチェンジ周辺及び市街地へのアクセス道路においては、氷見市に訪れる来訪者をもてなす魅力的な景観づくりを推進します。

平地集落景観の課題

- 自然の源である河川などの水辺の保全・活用
- 農業施策と連携した農地の保全・活用
- 集落景観を阻害する空き家、廃屋の解消・活用
- 自然と調和したのどかな田園風景と伝統的な集落の保全
- 新たな開発が予測される国道 160 号及び国道 415 号等沿道並びに能越自動車道インターチェンジから市街地に至る沿道における良好な景観の創造
- 自然等と不調和な開発・建築の抑制、屋外広告物の規制・誘導による相互に調和した景観の創造
- 玄関口として周辺環境と調和した能越自動車道インターチェンジ周辺の拠点景観の創造
- 歴史文化拠点の保全・整備と観光資源としての活用（ひみ獅子舞ミュージアムなど）
- 地域のシンボルとなる施設景観の保全・活用（十二町潟水郷公園、布勢の円山など）

見通しのよい通り沿いの景観

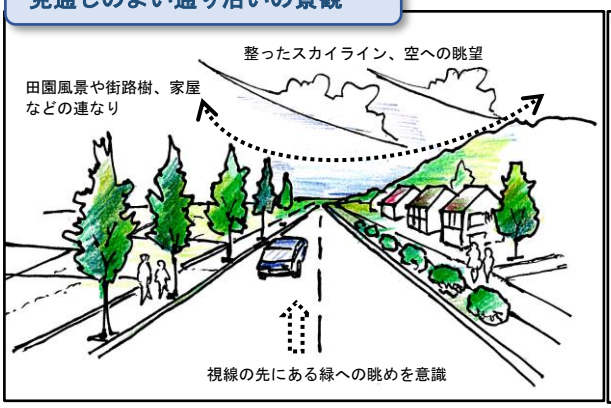

通りの形状に沿ったまちなみ景観

3．沿岸部集落景観における方針

沿岸部集落は、富山湾に面した灘浦海岸や氷見海岸、有磯海沿いに立地し、能登半島国定公園に指定された海岸沿いの良好な自然景観と調和した集落です。

本地域では、虻ガ島・唐島などの島や、島尾・松田江の砂浜、阿尾城跡、大境洞窟住居跡などの史跡・名勝を有するとともに、富山湾越しには雄大な立山連峰を望むことができ、これらの景観資源を保全します。

また、「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟する富山湾に沿って南北に伸びる海岸線については、海域と一体となった美観の保全に努めます。特に近年は、漂着ゴミの問題が慢性化の傾向にあるため、市民の協力を仰ぎながら、その対策を推進します。

市北部には古くからの漁港と漁村が点在しており、漁村文化の風情をたたえる建築物等の保全に努めるとともに、国定公園内での新たな建築については、連続する海岸景観を保つため、関係機関と密接に連携します。

沿岸部集落景観の課題

- 海と農地が一体となった沿岸部の景観の保全・活用
- 集落景観を阻害する空き家、廃屋の解消・活用
- 漁港、漁村、集落道等の歴史的な景観の保全
- 沿岸部の景観に配慮した護岸工事や砂浜の再整備
- 積極的な景観形成を牽引する道路や保安林等の景観改善
- 市民との協働による、海浜の環境美化
- 史跡、名勝の保全・整備と観光資源としての活用（大境洞窟住居跡、阿尾城跡、虻ガ島など）
- 漁村文化を伝える歴史的建造物の保存と活用

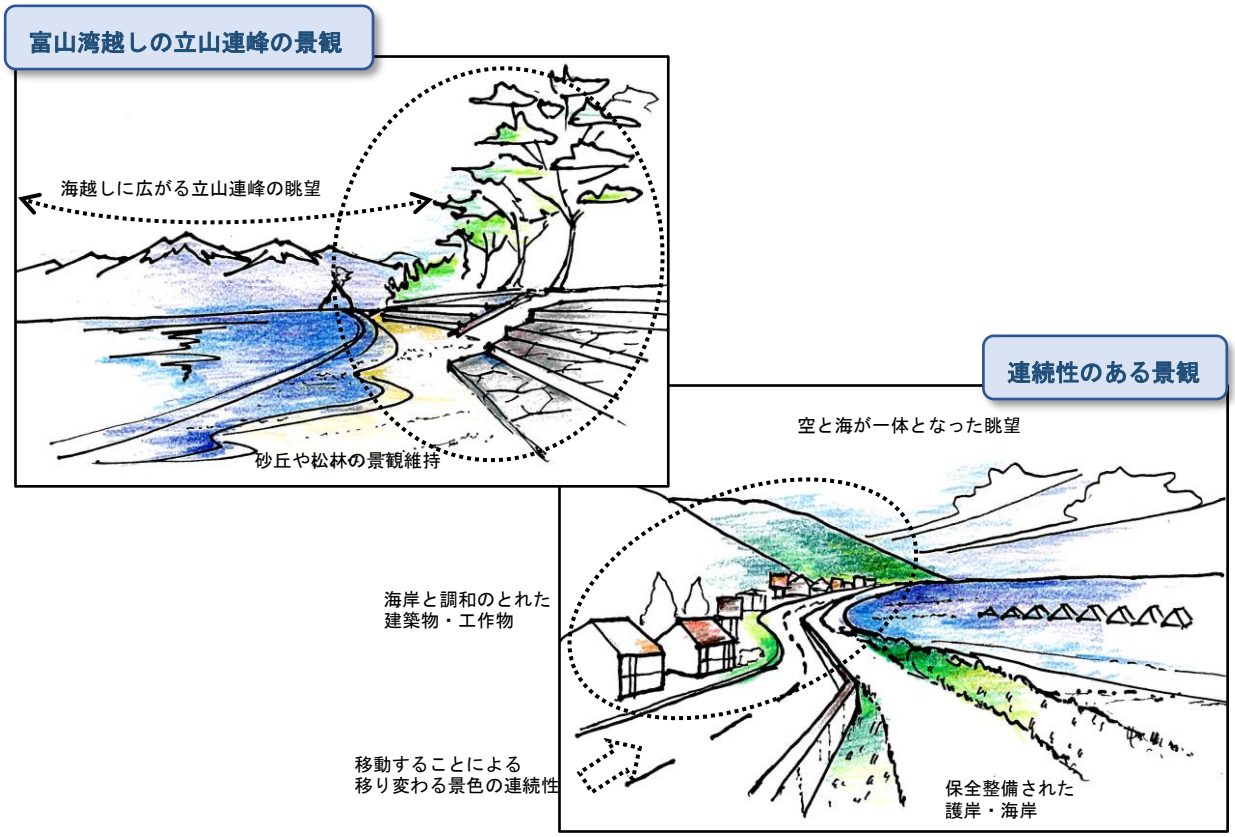

４．市街地景観における方針

市街地では、古くから水陸交通の要衝として栄えてきた商店街や漁師町、氷見漁港、街道沿いに形成されたまち並みがあり、古くから氷見の中心地を形成する「旧市街地」、旧北陸道の面影を残す「街道沿い」、高岡市に近接した幹線道路沿道の市街地形成が進む「郊外」に分類されます。

本地域では、歴史的な面影を残す旧市街地や街道沿いにおいて、黒瓦の家並みや、特徴的な街区構成、地割を保全するとともに、歴史的な意匠を残す建築物等を保全します。

また、「まんがロード」が位置する中心市街地では、賑わいを感じながら、ショッピングが楽しめる空間を創出するとともに、本地域が有する氷見漁港、湊川、朝日山公園などの水と緑豊かな景観資源を活かした景観づくりを推進します。

一方、歴史的な面影を残す旧市街地や街道沿いの景観と調和しない建築物や空き店舗、老朽化した住宅が増えているほか、景観を阻害する屋外広告物が見られることから、建築物等や屋外広告物の景観規制・誘導、利用可能な空き家、空き店舗の活用、危険な老朽空き家の撤去と跡地の活用などにより、良好な景観の維持に努めます。

郊外においては、幹線道路における良好な沿道景観の形成に努めるとともに、田園などの周辺景観との調和に配慮した住宅地等の景観づくりを推進します。

市街地景観の課題

- 黒瓦の家並み、漁師町等の歴史的まち並みの保全
- 市街地の新旧混在した建築物等が調和した良好な沿道景観の創造
- 周辺との不調和な開発・建築、屋外広告物の規制・誘導による相互に調和した景観の創造
- 積極的な景観形成を牽引する道路等の景観改善
- 歴史文化拠点の保全・整備と観光資源としての活用
- 歴史的建造物の調査と保存策の検討
- 地域のシンボルとなる施設景観の保全・活用
- 旧市役所跡地や旧市民病院跡地、旧朝日丘小学校跡地、市民会館敷地における周辺景観と調和したまちの魅力を高める活用

黒瓦のまちなみを保全した景観

見通しのよい通り沿いの景観

３－２　景観計画区域における届出対象行為

１．届出対象の考え方

氷見市では、良好な景観形成に向けた景観誘導を推進するため、**「景観計画区域（氷見市全域）」において、景観に与える影響が大きい大規模な建築物、工作物等の行為を届出対象として設定**します。

これに加え、特に積極的な景観誘導を行うことが必要であり、景観に対する地区住民の意識・熟度が高い地区を**「景観形成重点地区」として指定します。今後の地区指定にあたっては、地区住民との十分な協議を経ながら、地区の特性に応じた、きめ細かな届出対象行為を設定**していきます。

また、公共施設整備などの公共事業については、景観形成に先導的な役割を果たすものとして、これまでどおり「富山県公共事業の景観づくり指針」を遵守します。

２．市全域における届出対象行為

景観計画区域（氷見市全域）における届出対象行為は、富山県景観条例（改正平成 16 年 12 月 17 日条例第 61 号）第 23 条の大規模行為の景観づくり基準、第 25 条の大規模行為の届出基準を基本とし、以下のとおりとします。ただし、景観法第 16 条第 7 項に規定する行為（通常の管理や軽易な行為など）については、適用しないものとします。

（景観法 第 16 条 第 1 項 第 1 号・第 2 号関係）

行為の種類			届出が必要な行為の規模
建築物等の新築・移転・増築・改築	建築物		・高さ 20m超 又は ・建築面積 1,500 ㎡超 （増築又は改築に係る部分の建築面積が 150 ㎡以下のものを除く）
	工作物	①煙突、排気塔その他これに類する工作物 ②装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類する工作物 ③彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ④高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物 ⑤電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	・高さ 20m超 （建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物自体の高さが 5 m以下のものを除く）
		⑥電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	・高さ 30m超 （建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する）

行為の種類			届出が必要な行為の規模
建築物等の新築・移転・増築・改築（つづき）	工作物	⑦垣（生垣を除く）、さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	・高さ５ｍ超、かつ長さ 10ｍ超
		⑧観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 ⑨コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 ⑩自動車車庫の用に供する立体的施設 ⑪石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設 ⑫ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他の処理施設	・高さ 20ｍ超 （建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物のみの高さが５ｍ以下のものを除く） 又は ・築造面積 1,500 ㎡超 （増築又は改築に係る部分の築造面積が 150 ㎡以下のものを除く）
		⑬太陽光発電設備その他これらに類する工作物	・設置面積 50 ㎡超

行為の種類	届出が必要な行為の規模
建築物等の外観の変更	・届出対象行為に該当する建築物等の外観面積の１／２を超える変更

（景観法 第 16 条 第１項 第３号関係）

行為の種類	届出が必要な行為の規模
開発行為	・行為に係る土地の面積 3,000 ㎡超で、行為に伴い高さ５ｍ超、かつ長さ 10ｍ超の法面が生ずるもの

（景観法 第 16 条 第１項 第４号関係）

行為の種類	届出が必要な行為の規模
土地の区画形質の変更（水面の埋立て及び干拓を含む）	・行為に係る土地の面積 3,000 ㎡超で、行為に伴い高さ５ｍ超、かつ長さ 10ｍ超の法面が生ずるもの
屋外における物品の集積又は貯蔵	・行為の用に供される土地の面積 3,000 ㎡超で、かつ集積又は貯蔵の高さ３ｍ超
鉱物の採掘又は土石の類の採取	・行為による地形の変更に係る土地の面積 3,000 ㎡超で、行為に伴い高さ５ｍ超、かつ長さ 10ｍ超の法面が生ずるもの

【届出の流れ】

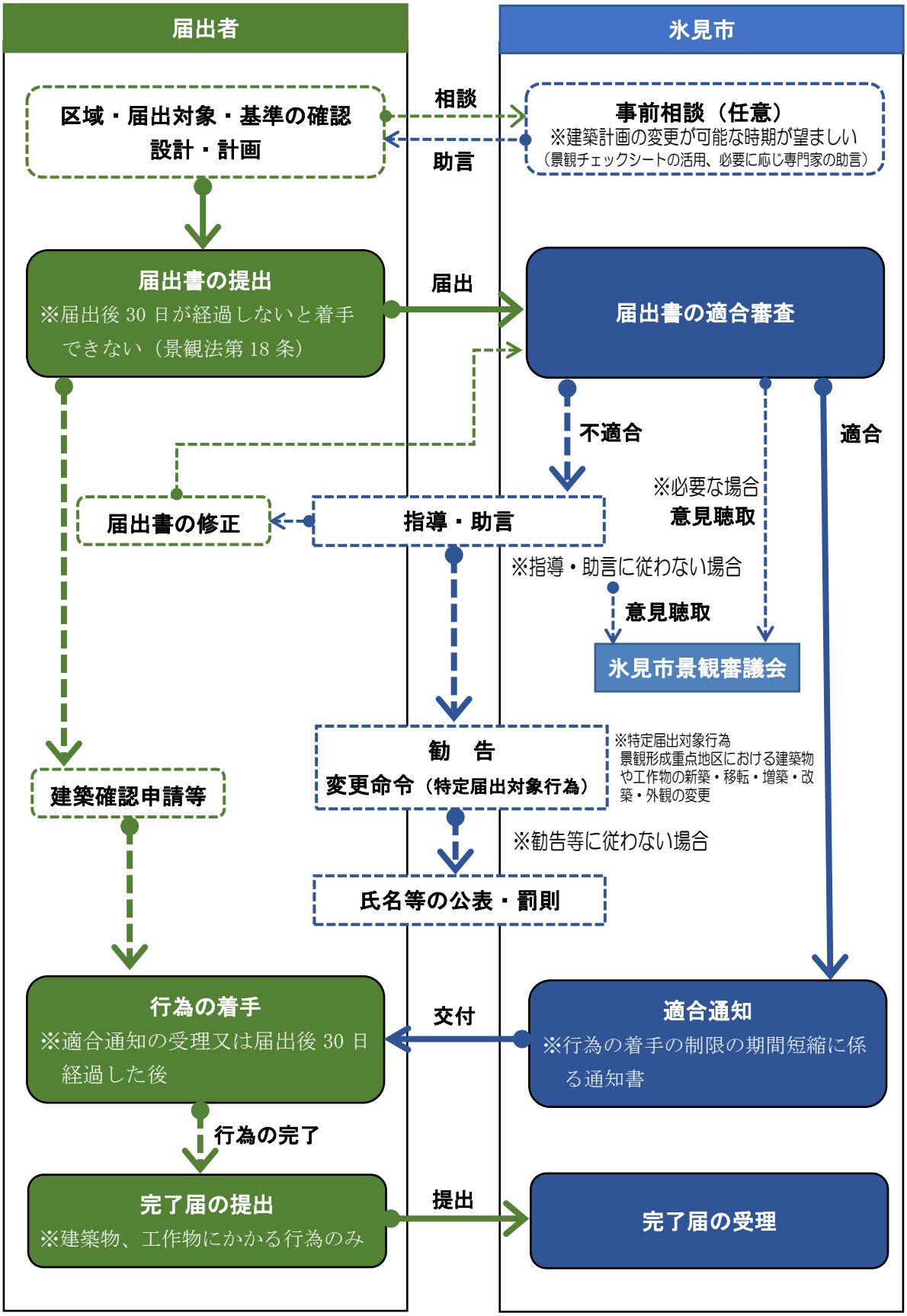
届出者
氷見市
区域・届出対象・基準の確認
設計・計画
相談
助言
事前相談（任意）
※建築計画の変更が可能な時期が望ましい
（景観チェックシートの活用、必要に応じ専門家の助言）
届出書の提出
※届出後 30 日が経過しないと着手できない（景観法第 18 条）
届出
届出書の適合審査
不適合
適合
※必要な場合
意見聴取
届出書の修正
指導・助言
※指導・助言に従わない場合
意見聴取
氷見市景観審議会
勧　告
変更命令（特定届出対象行為）
※特定届出対象行為
景観形成重点地区における建築物や工作物の新築・移転・増築・改築・外観の変更
建築確認申請等
※勧告等に従わない場合
氏名等の公表・罰則
行為の着手
※適合通知の受理又は届出後 30 日経過した後
交付
適合通知
※行為の着手の制限の期間短縮に係る通知書
行為の完了
完了届の提出
※建築物、工作物にかかる行為のみ
提出
完了届の受理

３－３　市域全体における景観誘導基準

景観誘導基準については、４つの景観構造を捉えながら、景観に対する市民の意識を高め、継続的に基準を共有・遵守していくことを第一義とし、**最低限守るべき、比較的緩やかな基準を設定**するものとします。

【市域全体における景観誘導基準】

事　項		景　観　誘　導　基　準	谷筋集落	平地集落	沿岸部集落	市街地
基本事項		・行為の計画地及びその周辺地域の自然（海岸、河川、里山等）、田園、歴史、文化、まち並み等の景観上の特性を把握し、当該行為の景観づくりに適切に反映させる。	○	○	○	○
		・周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。	○	○	○	○
		・都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。	○	○	○	○
		・谷底平野、谷間、高台に形成される谷筋集落、川沿い、山際、平野部に形成される平地集落、氷見海岸などと一体を成す沿岸部集落のまち並みとの調和に配慮する。	○	○	○	
		・黒瓦の家並みが美しい市街地や、歴史的な面影を残す街道沿いのまち並みとの調和に配慮する。				○
		・氷見海岸などの海岸景観、急峻な谷筋や平地を緩やかに流れる河川景観を保全するため、それら海岸・河川景観との調和に配慮する。	○	○	○	○
		・氷見の地形を特徴づける里山等の自然環境との調和に配慮する。	○			
		・棚田や平地に広がる良好な田園景観との調和に配慮する。	○	○		
建築物	位置・高さ	・地形・形状の大幅な改変を生ずる場所への立地を避けるよう配慮する。	○	○	○	○
		・建築物の形態、まち並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫する。	○	○	○	○
		・まち並みや通りに圧迫感を与える高さの建築物は建てないよう配慮する。		○	○	○
		・国道 160 号、国道 415 号等の幹線道路沿道では、海岸線及び立山連峰への眺望、山並みのスカイラインを著しく阻害する建築物は建てないよう配慮する。	○	○	○	○
		・連続したまち並みが見られる地域では、壁面の位置を揃えるなど、まち並みの連続性に配慮する。		○	○	○
		・主要な眺望点から、海岸線及び立山連峰への眺望、山並みのスカイラインを著しく阻害する建築物は建てないよう配慮する。	○	○	○	○

※表中の○印は、景観類型別（谷筋集落景観地域、平地集落景観地域、沿岸部集落景観地域、市街地景観地域）の該当基準を示しています。

【市域全体における景観誘導基準（つづき）】

事項		景観誘導基準	谷筋集落	平地集落	沿岸部集落	市街地
建築物	形態・意匠	・過剰な装飾を避け、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地内に複数の建築物を設ける場合は、これらの建築物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。	○	○	○	○
		・長大な壁面を持つ外壁や擁壁などは、分節化した意匠や仕上げの工夫等により歩行者に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。	○	○	○	○
		・建築物の意匠は、谷筋、平地、沿岸部の集落や市街地に見られる地域ごとの伝統的な家屋様式と調和するよう配慮する。	○	○	○	○
		・市街地における建築物の屋根は、黒瓦の家並みと調和する勾配屋根とするよう配慮する。				○
	色彩	・外壁、屋根等の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、まち並み・自然等の背景と色相や色調を揃えるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・敷地内の複数の建築物は相互の色調を揃え、付帯する屋外設備機器や広告物等は建築物と色相を揃えるなど、全体が調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・外壁、屋根等に強調色（アクセント色）を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・市街地における建築物の屋根は、黒瓦の家並みと調和する黒系の低彩度の色調とするよう配慮する。				○
	素材	・耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。	○	○	○	○
		・地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等を景観づくりに生かすよう工夫する。	○	○	○	○
		・金属やガラスなどの光を反射する性質がある素材は、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。	○	○	○	○
	敷地の緑化	・敷地内は、建築物の状況や地域の環境等に応じた樹種等でできる限り緑化する。	○	○	○	○
		・敷地の外周は、高さの異なる植栽等を組み合わせ、道路等の公共空間に面する部分は、季節を感じられる花木、樹木で緑化するなど、緑が連続したうるおいあるまち並みを形成するよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地内の樹姿や樹勢の良い樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。	○	○	○	○
		・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川や周辺の緑との調和に配慮する。	○	○	○	○

※表中の○印は、景観類型別（谷筋集落景観地域、平地集落景観地域、沿岸部集落景観地域、市街地景観地域）の該当基準を示しています。

【市域全体における景観誘導基準（つづき）】

事　項		景　観　誘　導　基　準	谷筋集落	平地集落	沿岸部集落	市街地
建築物	太陽光発電設備	・太陽光パネルの向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置になるよう工夫する。	○	○	○	○
		・太陽光パネルを屋根又は外壁に設置する場合は、屋根又は外壁と一体的に見える形態となるよう工夫し、太陽光パネルの最上部が屋根の棟の高さを超えないよう工夫する。	○	○	○	○
		・太陽光パネル及びその付属設備の色彩は、黒色又は低明度・低彩度の目立たないものとし、周辺の景観と調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・太陽光パネルの材質は、低反射のものや模様が目立たないものとするなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。	○	○	○	○
		・太陽光パネルの材質は、劣化しにくく経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう工夫する。	○	○	○	○
	広告物	・建築物のスカイラインから突出する規模とならないよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地内の広告物は、できるだけ設置数を減らし、同じ表現を繰り返さないなど情報量を整理し、全体としてまとまりのあるものになるよう工夫する。	○	○	○	○
		・交差点部においては、屋外広告物の集約化や掲出位置に配慮する。	○	○	○	○
		・大面積での色彩の使用や高彩度の色彩を避け、外壁の色彩やデザインと調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・広告物を設置する場合は、富山県屋外広告物条例に示す基準に配慮する。	○	○	○	○
	その他	・屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。	○	○	○	○
		・壁面後退部分は前面道路と段差を設けず、舗装の素材や色彩と調和させるなど、公共空間と一体的な空間の創出を図るよう工夫する。	○	○	○	○
		・照明は、過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。	○	○	○	○
		・敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。	○	○	○	○

※表中の○印は、景観類型別（谷筋集落景観地域、平地集落景観地域、沿岸部集落景観地域、市街地景観地域）の該当基準を示しています。

【市域全体における景観誘導基準（つづき）】

事項		景観誘導基準	谷筋集落	平地集落	沿岸部集落	市街地
工作物	位置・高さ	・地形・形状の大幅な改変を生ずる場所への立地を避けるよう配慮する。	○	○	○	○
		・工作物の形態、まち並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫する。	○	○	○	○
		・まち並みや通りに圧迫感を与える高さの工作物は建てないよう配慮する。		○	○	○
		・国道 160 号、国道 415 号等の幹線道路沿道では、海岸線及び立山連峰への眺望、山並みのスカイラインを著しく阻害する工作物は建てないよう配慮する。	○	○	○	○
		・連続したまち並みが見られる地域では、壁面の位置を揃えるなど、まち並みの連続性に配慮する。		○	○	○
		・主要な眺望点から、海岸線及び立山連峰への眺望、山並みのスカイラインを著しく阻害する工作物は建てないよう配慮する。	○	○	○	○
	形態・意匠	・使用部材数を抑え、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、工作物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地内に複数の工作物を設ける場合は、これらの工作物が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。	○	○	○	○
		・長大な壁面を持つ外壁や擁壁などは、分節化した意匠や仕上げの工夫等により歩行者に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。	○	○	○	○
		・工作物の意匠は、谷筋、平地、沿岸部の集落や市街地に見られる地域ごとの伝統的な家屋様式と調和するよう配慮する。	○	○	○	○
		・市街地における工作物の屋根は、黒瓦の家並みと調和する勾配屋根とするよう配慮する。				○
	色彩	・工作物の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、まち並み、自然等の背景と色相や明度、色調を揃えるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・敷地内の複数の工作物は相互の色調を揃え、付帯する屋外設備機器や広告物等は工作物と色相を揃えるなど、全体が調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・工作物に強調色（アクセント色）を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が工作物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・太陽光発電設備等を設置する場合は、太陽光パネル及びその付属設備の色彩を黒色又は低明度・低彩度の目立たないものとし、周辺の景観とも調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・市街地における工作物の屋根は、黒瓦の家並みと調和する黒系の低彩度の色調とするよう配慮する。				○
		・携帯電話基地局を設置する場合は、周辺の景観と調和し、周辺からの見え方に配慮した色彩とするよう工夫する。	○	○	○	○

※表中の○印は、景観類型別（谷筋集落景観地域、平地集落景観地域、沿岸部集落景観地域、市街地景観地域）の該当基準を示しています。

【市域全体における景観誘導基準（つづき）】

事　項		景　観　誘　導　基　準	谷筋集落	平地集落	沿岸部集落	市街地
工作物	素　材	・耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。	○	○	○	○
		・地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等を景観づくりに生かすよう工夫する。	○	○	○	○
		・金属やガラスや太陽光パネルなどの光を反射する性質がある素材は、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。	○	○	○	○
	敷地の緑　化	・敷地内は、工作物の状況や地域の環境等に応じた樹種等でできる限り緑化するよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地の外周は、高さの異なる植栽等を組み合わせ、道路等の公共空間に面する部分は、季節を感じられる花木、樹木で緑化するなど、緑が連続したうるおいあるまち並みを形成するよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地内の樹姿や樹勢の良い樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や工作物の修景に生かすよう工夫する。	○	○	○	○
		・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川や周辺の緑との調和に配慮する。	○	○	○	○
	その他	・屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。	○	○	○	○
		・壁面後退部分は、前面道路と段差を設けず、舗装の素材や色彩と調和させるなど、公共空間と一体的な空間の創出を図るよう工夫する。	○	○	○	○
		・照明は、夜間の安全性や楽しさの演出のため、あたたかみが感じられる灯りを提供するなど照明方法を工夫し、落ち着いた夜間の景観に配慮する。	○	○	○	○
		・敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。	○	○	○	○
		・太陽光発電設備等は、緑化や周辺景観と調和する塀や柵により修景するなど、道路等の公共空間から直接望見できないよう工夫すること。	○	○	○	○

※表中の○印は、景観類型別（谷筋集落景観地域、平地集落景観地域、沿岸部集落景観地域、市街地景観地域）の該当基準を示しています。

【市域全体における景観誘導基準（つづき）】

事　項		景　観　誘　導　基　準	谷筋集落	平地集落	沿岸部集落	市街地
開発行為	土地の形　状	・従来の地形・形状をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形・形状の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川と調和した形状となるよう配慮する。	○	○	○	○
	土地の緑　化	・樹姿や樹勢の良い樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川や周辺の緑との調和に配慮する。	○	○	○	○
	法面の外　観	・法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。	○	○	○	○

※表中の○印は、景観類型別（谷筋集落景観地域、平地集落景観地域、沿岸部集落景観地域、市街地景観地域）の該当基準を示しています。

【市域全体における景観誘導基準（つづき）】

事　項		景　観　誘　導　基　準	谷筋集落	平地集落	沿岸部集落	市街地
土地の区画形質の変更（水面の埋立て及び干拓を含む）	土地の形状	・従来の地形・形状をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形・形状の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川と調和した形状となるよう配慮する。	○	○	○	○
	土地の緑化	・樹姿や樹勢の良い樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川や周辺の緑との調和に配慮する。	○	○	○	○
	法面の外観	・法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。	○	○	○	○
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の方法	・集積等は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。	○	○	○	○
	遮　へ　い	・植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。	○	○	○	○
鉱物の採掘又は土石の類の採取	遮　へ　い	・植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。	○	○	○	○
	跡地の形状	・地形・形状の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。	○	○	○	○
	跡地の緑化	・採掘等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。	○	○	○	○

※表中の○印は、景観類型別（谷筋集落景観地域、平地集落景観地域、沿岸部集落景観地域、市街地景観地域）の該当基準を示しています。

第４章　景観形成重点地区の設定

４－１　景観形成重点地区の設定基準

氷見市では、特に積極的な景観誘導を行う景観形成重点地区を指定していくため、以下の設定基準を設けます。

景観形成重点地区の選定基準

１．本市を代表する景観資源を有し、積極的な景観形成が求められる地区

本市の顔となるまちなか、海岸・漁港と調和した集落、里山・田園と調和した集落、歴史的なまち並み、海越しの立山連峰、黒瓦の家並み、湊川などの河川景観、ＪＲ氷見線など、本市を代表する景観として市民の多くが認識する資源を有し、今後も、保全・継承していくため、積極的な景観形成が求められる地区である。

２．本市の計画等の位置づけから、重点的な景観形成を行う必要がある地区

「第９次氷見市総合計画」、「氷見市都市計画マスタープラン」、「氷見まちなかグランドデザイン」をはじめとする本市の主要な計画の中で、本市の今後のまちづくりにおいて重要度が高い地区の候補として位置づけられており、景観形成の観点を取り入れた重点的なまちづくりが必要とされる地区である。

３．事業等による急速な開発又は衰退によって景観が著しく変化するおそれがある地区

能越自動車道の全線開通や、比美乃江大橋を含む海岸域の整備、氷見市役所・金沢医科大学氷見市民病院の移転など、行政による大規模な整備事業や、これと並行して計画される民間による開発により、環境が著しく変化し、景観が阻害されるおそれがある地区である。

４．景観に対する地区住民の意識が高く、積極的な景観誘導が期待できる地区

地区の緑化や美化活動、景観に関するワークショップの開催など、これまで景観形成に積極的に取り組んでおり、景観に対する地区住民の意識が高く、積極的な景観誘導が期待できる地区である。

４－２　景観形成重点地区の候補地

１．景観形成重点地区の候補地

前述の景観形成重点地区の設定基準において、複数の選定基準に該当し、先行的に景観誘導を進めることが必要と思われる候補地を 12 地区選定します。

なお、眺望景観保全地区は、主な対象となる景観に応じて、３種類に区分（海岸、棚田、市街地・里山）しています。

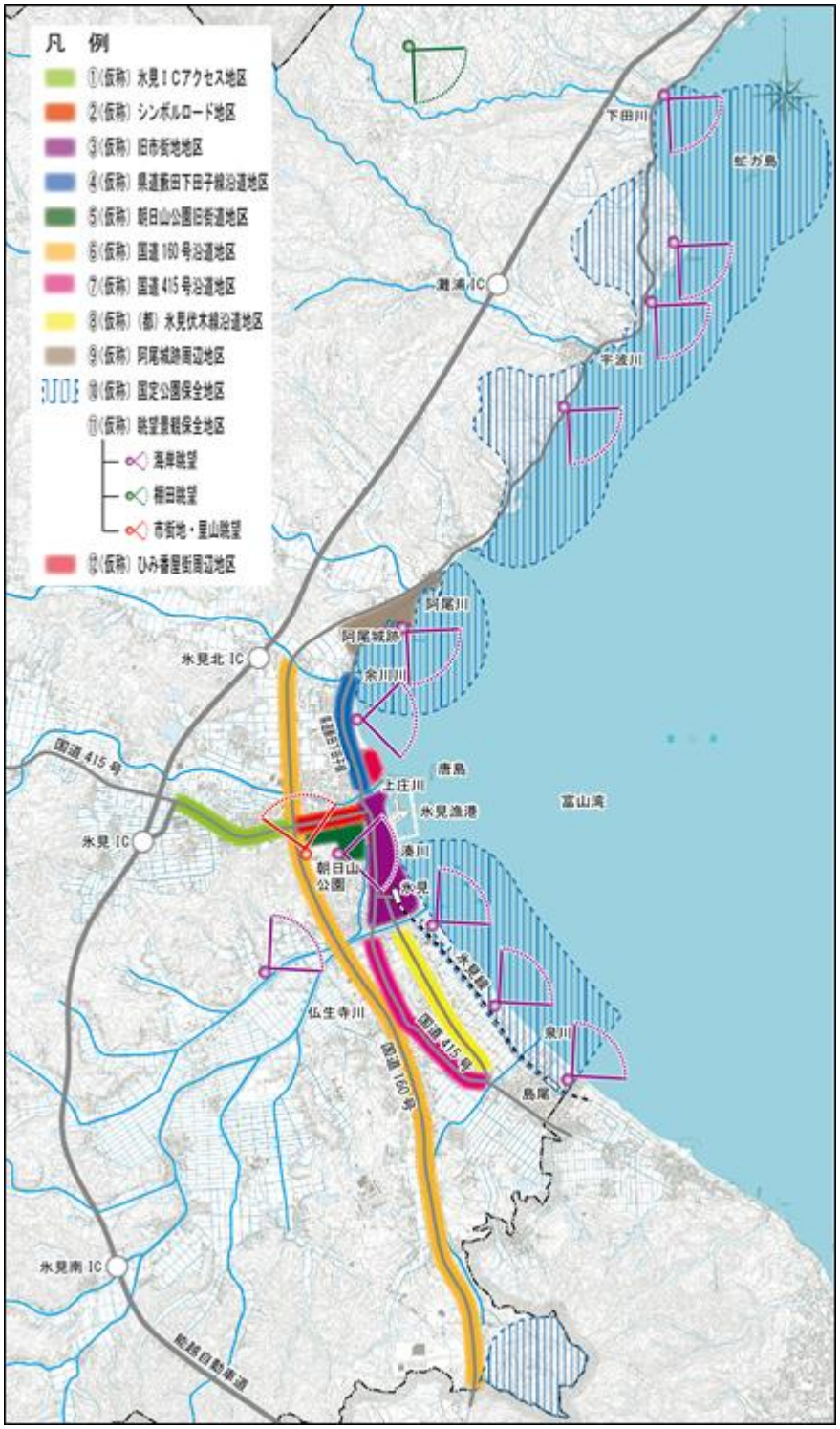

景観形成重点地区　候補地位置図

【景観形成重点地区（候補地）の選定基準】

候補地 地区名	概ねの位置	該当する選定基準及び概要			
		１、本市の代表的な景観資源を有する	２、主要計画で位置づけされている	３、事業等による急速な開発又は衰退が危惧される	４、地区住民の意識が高い
①　（仮称） 氷見インターチェンジ（IC）アクセス地区 （国道 415 号大野・鞍川）	氷見 IC から本市の市街地へと向かう国道 415 号沿道の地区	◎ ・氷見市役所、金沢医科大学氷見市民病院などのシンボル的な建築物を有する ・ＩＣから氷見市街地への玄関口として、広がる田園や朝日山を望める	◎ ・「氷見市都市計画マスタープラン」の“地域別構想”では、玄関口としてふさわしい景観形成を図ることがが示されている	○ ・氷見ＩＣから本市の市街地へのアクセス道路沿道であり、市役所や病院などの立地に伴い、開発圧力が高まっている ・屋外広告物が散見される	○ ・地区住民が参加するワークショップによって、勉強会が開催されたことがあり、意識が高い
②　（仮称） シンボルロード地区 （国道 415 号幸町・中央町）	本市の市街地を東西に横断する国道 415 号沿道（国道 160 号以東から中央町交差点まで）の地区	◎ ・無電柱化によって、シンボルロードとしての良好な公共空間が形成されている ・旧氷見市民病院跡地にまちの顔となる新文化施設の建設を予定している	◎ ・「氷見市都市計画マスタープラン」の“地域別構想”では、シンボルロードとしての沿道景観の創出が示されている	○ ・無電柱化事業などが進められた一方で、空き地や空き店舗があり、魅力的な景観づくりが必要となっている	○ ・新文化施設の建設予定地として住民の関心が高く、今後もさらに機運の高まりが期待される
③　（仮称） 旧市街地地区 （中央町～伊勢大町）	本市の旧市街地であって、概ね上庄川、仏生寺川、国道 415 号及び県道薮田・下田子線に囲まれた地区	◎ ・まんがロードとしても親しまれる趣のある商店街（モニュメントなど）や、黒瓦の家並みを構成する旧市街地の歴史的な面影を有する ・湊川と両岸の緑が調和し、良好な河川空間を有し、復興橋付近では市民に親しまれるカラクリ時計がある	◎ ・「第８次氷見市総合計画」では、中心市街地において、にぎわいのある市街地づくりに努めることを示している。 ・「氷見市都市計画マスタープラン」の“地域別構想”では、海越しの立山連峰への眺望や歴史的なまち並み景観など、多様で魅力的な景観を保全・創出することが示されている	○ ・「氷見まちなかグランドデザイン」で旧市役所跡地に広場、市民会館敷地に発見館、旧朝日丘小学校にこども園が予定されている ・旧市街地における空き家、空き店舗が増加し、地区の衰退が懸念される	○ ・氷見駅周辺整備や北の橋架け替えに伴うワークショップに多くの地区住民が参加し、意識も高まっている。 ・上記の取り組みにより、花壇の維持管理等の環境美化に向けた活動がはじまった
④　（仮称） 県道薮田下田子線沿道地区 （栄町・北大町）	本市の市街地を南北に縦断する県道薮田下田子線沿道（余川川から上庄川まで）の地区	○ ・旧街道の面影を残す黒瓦の家並み、歴史的な町家のまち並みを有する	ー ・本市の主要計画では、明確な位置づけはされていない	○ ・地区人口が減少しており、**空き地、空き家**などの増加により、土地利用や景観への影響が懸念される	ー ・地区住民の景観に関する活発な取り組みは見られない
⑤　（仮称） 朝日山公園旧街道地区 （幸町）	朝日山公園から国道 415 号へと向かう寺社が集積する道路及び県道鞍川中町線（国道 160 号から国道 415 号まで）沿道の地区	○ ・旧街道の面影を残す黒瓦の家並みや、湊川などの交差部では河川景観を望める	ー ・本市の主要計画では、明確な位置づけはされていない	○ ・地区人口が減少しており、**空き地、空き家**などの増加により、土地利用や景観への影響が懸念される	ー ・地区住民の景観に関する活発な取り組みは見られない
⑥　（仮称） 国道 160 号沿道地区 （稲積～小竹）	本市を南北に縦断する幹線道路･国道 160 号沿道の地区	△ ・代表的な景観資源は有していないが、上庄川、仏生寺川などとの交差部では河川景観を望めるとともに、幹線道路沿道特有のシークエンス景観が見られる	○ ・「都市計画マスタープラン」の“景観形成の方針”では、来訪者をもてなす魅力的な景観づくりを推進することが示されている	○ ・幹線道路沿道であり、交通利便性の向上から**開発**圧力が高まるおそれがある ・**屋外広告物**が立ち並び、中には老朽化による危険なものもある	ー ・地区住民の景観に関する活発な取り組みは見られない
⑦　（仮称） 国道 415 号沿道地区 （窪・柳田）	本市の市街地を南北に縦断する国道 415 号沿道（仏生寺川から泉川まで）の地区	○ ・旧街道の面影を残すまち並み、資源を有する	○ ・「氷見市都市計画マスタープラン」の“地域別構想”では、歴史的街道のまち並み景観やゆとりある良好な住宅地景観、幹線道路の沿道景観、海岸・田園の自然景観など、多様な景観を保全することが示されている	○ ・一方、地区人口が減少しており、空き地、空き家などの増加により、土地利用や景観への影響が懸念される	ー ・地区住民の景観に関する活発な取り組みは見られない

○：該当する、△：該当はしないが関連性の高い要因を含む、ー：該当しない

【景観形成重点地区（候補地）の選定基準（つづき）】

候補地 地区名	概ねの位置	該当する選定基準及び概要			
		1、本市の代表的な景観資源を有する	2、主要計画で位置づけされている	3、事業等による急速な開発又は衰退が危惧される	4、地区住民の意識・熟度が高い
⑧（仮称） （都）氷見伏木線沿道地区 （窪・柳田）	（都）氷見伏木線沿道（仏生寺川から国道415号まで）の地区	△ ・代表的な景観資源は有していないが、良好な農地の風景や、仏生寺川などとの交差部では河川景観を望める	ー ・本市の主要計画では、明確な位置づけはされていない	○ ・都市計画道路が完成し、沿道での開発圧力が高まるおそれがある	ー ・地区住民の景観に関する活発な取り組みは見られない
⑨（仮称） 阿尾城跡周辺地区 （阿尾）	阿尾城跡周辺であって、国道160号以南の概ね阿尾漁港周辺から余川川までの地区	○ ・富山県指定史跡である阿尾城跡を有する	ー ・本市の主要計画では、明確な位置づけはされていない	○ ・廃業した旅館やホテルがあるほか、地区人口が減少しており、空き地、空き家などの増加により、土地利用や景観への影響が懸念される	△ ・阿尾城跡での環境美化活動が実施されている
⑩（仮称） 国定公園保全地区	能登半島国定公園に指定されている地区	○ ・自然公園法、富山県立自然公園条例に基づき、自然の風景地として保護された能登半島国定公園を有する	○ ・「氷見市都市計画マスタープラン」の“景観形成の方針”では、能登半島国定公園を含む海岸について、積極的に自然を活かして景観整備を行っていくことが示されている	○ ・松くい虫による立ち枯れが進行しているため、富山県による保安林保護事業が進められている ・一般国道160号薮田において、道路改良工事が進められている ・自然公園法などに基づき、良好な景観は保全されているが、自然公園法の普通地域（大境などの一部）は届出制であるとともに、一定規模以下の建築物は新築等が可能なため、留意を必要とする	△ ・虻ガ島や唐島の清掃活動、海浜における市民一斉清掃、そして海岸線沿いでの花壇設置など、美化活動が実施されている
⑪（仮称） 眺望景観保全地区	本市の特徴となる海岸、棚田、市街地・里山の主要な視点場となる地区	○ ・連続する海岸線及び海越しの立山連峰を望む眺望路、歴史のある「大敷網」、「日本の棚田百選」に認定されている長坂の棚田、瓦屋根が連なる市街地などの眺望景観を有する ・大伴家持の「越中三賦」の長唄にある“二上山”“富山湾越しの立山連峰”“布施の水海”の３景色が同時に眺望できる視点場（十二町潟水郷公園）を有する ・県指定のふるさと眺望点である氷見漁港を有する	○ ・「氷見市都市計画マスタープラン」の“景観形成の方針”では、海岸における景観整備は、積極的に自然を活かして行っていくことが示されている	○ ・小境海岸ではCCZ整備事業などが実施されている ・海浜植物園周辺での保安林を活用した散策路整備が行われているほか、九殿浜園地では、眺望拠点の遊歩道整備が実施されている ・視点場からの眺望は見通しが良く、広範囲であるため、耕作放棄地によるわずかな変化であっても景観に大きな影響を及ぼすおそれがある	ー ・地区住民の景観に関する活発な取り組みは見られない
⑫（仮称） ひみ番屋街周辺地区 （間島～北大町）	上庄川左岸河口の埋め立て造成地	◎ ・旧海岸線に沿って黒瓦の家並みが連続しており、漁村集落が残っている	◎ ・北大町市有地景観形成ガイドラインがある	○ ・無電柱化が進められてきた比美乃江公園をはじめとするマリノベーション事業が完了している	ー ・地区住民の景観に関する活発な取り組みは見られない

○：該当する、△：該当はしないが関連性の高い要因を含む、ー：該当しない

２．優先的に対応を検討する地区

景観形成重点地区の選定においては、４つの選定基準の内、「本市の代表的な景観資源を有する」、「事業等により急速な開発又は衰退が危惧される」の２つの観点から優先度の高い地区を選定することとし、前者の観点からは（仮称）「ひみ番屋街周辺地区」と（仮称）「旧市街地地区」を、後者の観点からは（仮称）「氷見インターチェンジ（IC）アクセス地区」と（仮称）「シンボルロード地区」を、優先的に対応を検討する地区とします。なお、（仮称）「氷見インターチェンジ（IC）アクセス地区」と（仮称）「シンボルロード地区」については、１つの路線であることから一体的に取り組むものとします。

これらの地区においては、景観づくりに大きな影響を与える４大ネガティブ要素（大規模開発、屋外広告物、空き家及び空き店舗、耕作放棄地）について、積極的な対策を講じるために、地区の特徴、景観形成上の問題点を整理するとともに、景観誘導の方向性を定めます。

【優先的に対応を検討する地区】

（仮称）旧市街地地区
（中央町～伊勢大町）

（仮称）氷見インターチェンジアクセス地区
（国道 415 号大野・鞍川）

（仮称）シンボルロード地区
（国道 415 号幸町・中央町）

（仮称）ひみ番屋街周辺地区
（間島～北大町）

４つの候補地区　位置図

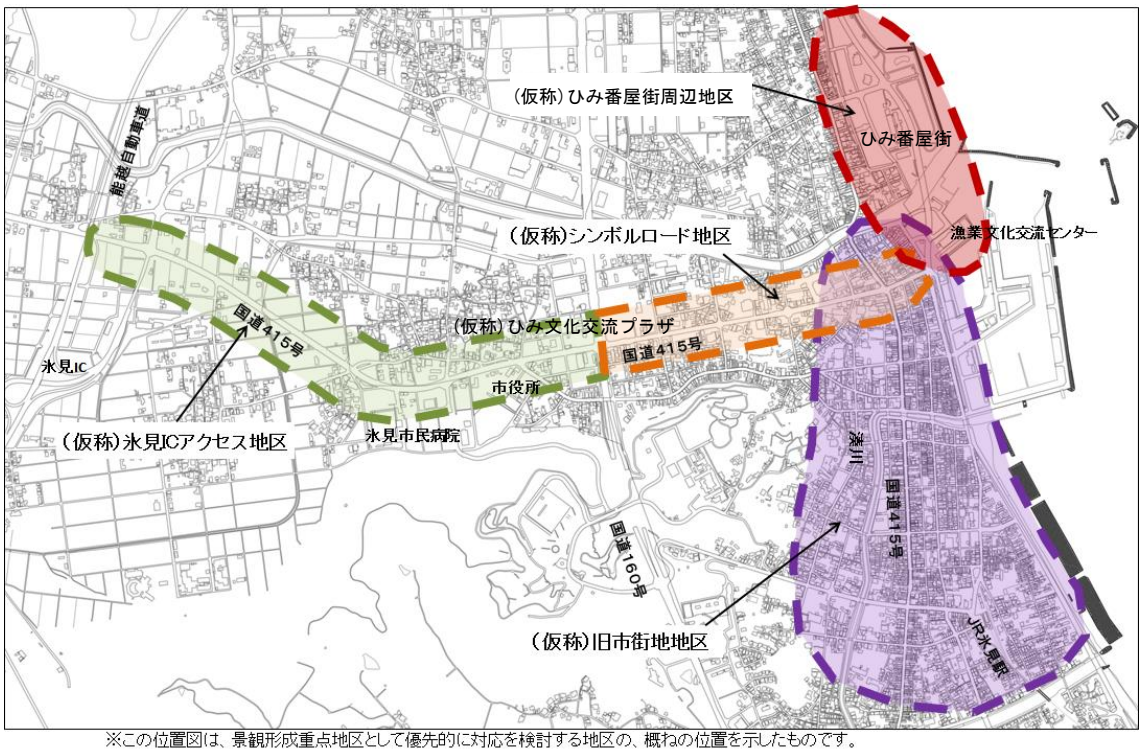

※この位置図は、景観形成重点地区として優先的に対応を検討する地区の、概ねの位置を示したものです。

（仮称）旧市街地地区（中央町～伊勢大町）

【基本テーマ】

旧市街地の歴史的な面影を保全し、市民や来訪者が歩きながら楽しめる魅力的な地区・沿道景観の形成

地区名	（仮称）旧市街地地区
地区の特徴	・**本市の旧市街地**であり、南北は上庄川から仏生寺川まで、東西は国道 415 号及び県道薮田・下田子線沿道両側から海岸線に囲まれた地区です。 ・国道 415 号及び県道薮田・下田子線沿道は商業系用途地域に指定されており、**上庄川から伊勢大町交差点近辺までは商店街が形成**され、伊勢大町交差点から仏生寺川までは住宅や商店などが混在して立地しています。 ・地区北部には**漁業文化交流センターや氷見漁港**、地区南部には交通結節点となる **JR 氷見駅**が位置しています。 ・**旧市街地の歴史的な面影**を残す地区であり、**国道 415 号等の沿道背後地（海岸線まで）には、黒瓦の家並みが連なって集積**しています。 ・本市が藤子不二雄Ⓐ先生の出身地であることから、中心市街地の商店街は**「まんがロード」としても親しまれており、「氷見市潮風ギャラリー（藤子不二雄Ⓐアートコレクション）」や、「忍者ハットリくん」などのモニュメントが設置**されています。 ・中央町交差点付近には、**ポケットパークが整備**され、市民や来訪者の憩いの場として活用されています。 ・**湊川付近は、川と川辺の緑地が調和**し、良好な河川景観が見られるとともに、市民に親しまれる**「忍者ハットリくんカラクリ時計」や復興橋が整備されています。**
景観誘導の方向性	**【基本的な方向性】** ・まちなかにおける新たな賑わいや創造的な活動拠点として、歴史的な意匠を残す建築物の再生と活用に努めます。 ・「まんがロード」でのまちあるきをより楽しむことができるように、整然とした軒並みの保全を図ります。 ・湊川河口からは立山連峰を望むことができ、その景観や川辺の緑地を活かしたうるおいのある空間づくりに努めます。 ・漁業文化交流センターや氷見漁港周辺、上庄川の下流域については、漁業文化の息吹が感じられる景観づくりに努めます。 ・JR 氷見駅とその周辺については、まちの顔にふさわしい活力が感じられる景観の創出を図るとともに、住民・事業者との協働による環境美化を推進します。

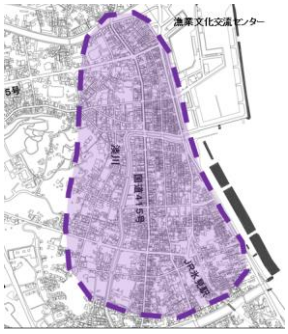

位置図

湊川（本町）

（仮称）旧市街地地区つづき

地区名	（仮称）旧市街地地区（つづき）
景観形成上の問題点	①旧市街地には、築年数の経過した建築物、空き家が増加し、このまま放置されれば景観を阻害するおそれがあります。 ②国道 415 号等の沿道では、空き店舗（シャッターが閉じられたまま）、セットバックした建築物、駐車場などがあり、アーケード商店街や歴史的なまち並みの連続性が失われています。 ③湊川の水質が悪く濁っており、河口付近には古い噴水が放置されたままになっています。 ④建築物の改築などとともに、多様な形態・意匠、色彩の建築物が混在しはじめ、歴史的なまち並みとしての面影が薄れています。 ⑤既存の屋外広告物の中には、周辺の歴史的なまち並みと不調和な過度な色彩、規模のものが見られます。
必要とされる取り組み	主に本計画において推進する取り組み ・防災面に配慮した旧市街地の特徴的な街区構成や地割の保全〔問題点との関係：①、②、④〕 ・黒瓦の家並みの保全に関するあり方の検討〔問題点との関係：④〕 ・建築物等の高さ、形態・意匠、色彩などを規制・誘導するとともに、屋外広告物の高さ、表示面積、色彩などを規制・誘導し、統一感のあるまち並みの形成〔問題点との関係：④、⑤〕 ・湊川沿いの水と緑の空間や、湊川・上庄川から望む海岸に向かう眺望、まち並み景観の保全〔問題点との関係：③、④、⑤〕 ・多くの人々が集まる施設や氷見漁港、氷見駅周辺においては、地区の顔・交流拠点として良好な景観の形成〔問題点との関係：①〕 ・官民協働による景観づくりのあり方（美化活動、緑化、景観に関する協定など）の検討〔問題点との関係：③、④〕 など 景観形成に必要とされ、他の施策との連携が必要な取り組み ・防災建築街区のあり方の検討〔問題点との関係：①〕 ・空き店舗を活用した起業の支援〔問題点との関係：①、②〕 ・湊川、上庄川沿いの歴史的建築物の利活用〔問題点との関係：①〕 ・漁師町の風情を残す民家の改修支援と利活用〔問題点との関係：①、④、⑤〕 など

黒瓦の家並みと二上山（朝日本町）

土蔵（丸の内）

（仮称）氷見インターチェンジアクセス地区（国道 415 号大野・鞍川）

【基本テーマ】

市の西の玄関口となる道路として、
来訪者を「もてなす」魅力的な地区・沿道景観の形成

地区名	（仮称）氷見インターチェンジアクセス地区
地区の特徴	・**氷見インターチェンジから本市の市街地へと向かう主要なアクセス道路**であり、国道 415 号沿道（氷見ＩＣから国道 160 号と交差する幸町交差点までの延長約 1.7ｋｍ）の地区です。また、市の西の玄関口に位置づけられ、「まちの顔」のひとつとなるべき地区です。 ・市街地側の一部（延長約 700m）は、住居系用途地域に指定されていますが、それ以外は白地地域であり、**農地と調和した平地集落景観を主体**とした地区です。 ・市街地側には、**金沢医科大学氷見市民病院、氷見市役所などの大規模建築物が立地**しています。 ・氷見ＩＣ周辺には、**近接した土地に工場の立地**が見られるとともに、氷見ＩＣと市街地を連絡する道路であることから、**コンビニエンスストアなどのロードサイド型の商業施設が立地**しています。 ・見通しのよい景観（パノラマ）が広がっており、沿道からは集落の佇まいを眺めることもできます。
景観誘導の方向性	【基本的な方向性】 ・農地と調和した平地集落景観が残る一帯については、今後も背後の自然、農地、山並みや集落などとの調和を図ります。 ・地元自治会をはじめ、地域の住民と当該地区にふさわしい景観について検討するとともに、自主的な活動を支援します。 ・一般国道 415 号谷屋・大野バイパス区間の整備に伴い、民間による開発の意欲が高まることが予測されるため、計画段階から適切な誘導を図ります。 ・氷見 IC 周辺は、県外・市外から多くの人々が往来することから、沿道を中心に、植栽や景観に配慮した屋外広告物など、もてなし感あふれる空間づくりに努めます。 ・幸町交差点付近については、地域の文化を意識した落ち着きある佇まいを整えます。

位置図

航空写真（大野～鞍川）

（仮称）氷見インターチェンジアクセス地区つづき

地区名	（仮称）氷見インターチェンジアクセス地区（つづき）
景観形成上の問題点	①既にロードサイド型の商業施設が立地していますが、交通の利便性の向上によって、今後も開発圧力が高まることが予測されることから、景観を阻害する建築物、工作物等の立地が懸念されます。 ②国道 415 号沿道周辺での開発や農地転用が進めば、農地と調和した平地集落景観に悪影響を及ぼすおそれがあります。 ③既存の商業施設などや屋外広告物の中には、周辺の良好な景観と不つりあいな過度な色彩、規模のものが見られます。 ④交差点部においては、案内誘導などの屋外広告物が設置されています。
必要とされる取り組み	<u>主に本計画において推進する取り組み</u> ・景観づくりに大きな影響を与える屋外広告物、耕作放棄地の実態調査　〔問題点との関係：①、②、③、④〕 ・用途地域に指定された市街地における建築物等の高さ、形態・意匠、色彩などを規制・誘導し、統一感のあるまち並みの形成　〔問題点との関係：①〕 ・官民協働による景観づくりのあり方（美化活動、緑化、景観に関する協定など）の検討　〔問題点との関係：①、②〕 ・屋外広告物の高さ、大きさ、色彩などを規制・誘導し、眺望や見通しに配慮した景観づくり　〔問題点との関係：③、④〕 ・交差点部の景観を保全するため、屋外広告物の集約化、デザイン化の検討　〔問題点との関係：④〕 ・市街地や観光スポットへ誘導するための案内サインの適切な設置　〔問題点との関係：①〕 など <u>景観形成に必要とされ、他の施策との連携が必要な取り組み</u> ・住民、事業者との協働による沿道の土地利用のあり方に関する検討〔問題点との関係：①、②、③、④〕 など

国道 415 号（鞍川）

国道 415 号（大野）

（仮称）シンボルロード地区（国道 415 号幸町・中央町）

【基本テーマ】

まちの顔として新シンボルとなる新文化施設を核として、
にぎわいの創出につながる魅力的な地区・沿道景観の形成

地区名	（仮称）シンボルロード地区
地区の特徴	・**氷見インターチェンジから海岸線や中心市街地につながる主要な道路**であり、市街地を東西に横断する国道 415 号沿道から中央町交差点までの地区です。 ・旧市民病院跡地があり、本市の**新シンボルとなる新文化施設の建設が計画**されています。 ・沿道沿いは**無電柱化**されており、整然とした印象があります。 ・駐車場を備えた商業施設、銀行、医療施設、住宅などが立地する一方、空き店舗や空き地が散見されます。 ・中央町交差点には、まんがをテーマとした**ポケットパーク**があります。
景観誘導の方向性	**【基本的な方向性】** ・ひみ番屋街や漁業文化交流センターなど、沿岸部の大規模集客施設への経路として、もてなし感あふれる空間づくりに努めます。 ・新文化施設は、新しい氷見のランドマークとして、国道 160 号や 415 号からの見え方を工夫し、にぎわい創出とまち並み形成に貢献します。 ・中央町交差点付近については、横に連なる窓が特徴的な建築防災街区の景観を生かしつつ、周辺の修景に努めます。 ・地元自治会をはじめ、地域の住民と当該地区にふさわしい景観について検討するとともに、市民や事業者による自主的な活動を支援します。 ・幸町交差点付近については、地域の文化を意識した落ち着きある佇まいを整えます。

位置図

国道 415 号（中央町）

（仮称）シンボルロード地区つづき

地区名	（仮称）シンボルロード地区（つづき）
景観形成上の問題点	① 既にロードサイド型の商業施設が立地していますが、新文化施設の建設によって、今後開発圧力が高まることが予測され、景観を阻害する建築物、工作物等の立地が懸念されます。 ② 商業施設などが掲出する屋外広告物の中には、過度な色彩、規模のものが見られます。 ③ 幸町交差点部においては、案内誘導などの屋外広告物が設置されています。 ④ 中央町交差点付近においては、老朽化したアーケードや築 50 年以上が経過している建築防災街区があります。
必要とされる取り組み	<u>主に本計画において推進する取り組み</u> ・用途地域に指定された市街地における建築物等の高さ、形態・意匠、色彩などを規制・誘導し、統一感のあるまち並みの形成〔問題点との関係：①〕 ・官民協働による景観づくりのあり方（美化活動、緑化、景観に関する協定など）の検討〔問題点との関係：①、②〕 ・屋外広告物の高さ、大きさ、色彩などを規制・誘導し、眺望や見通しに配慮した景観づくり〔問題点との関係：③、④〕 ・交差点部の景観を保全するため、屋外広告物の集約化、デザイン化の検討〔問題点との関係：④〕 ・市街地や観光スポットへ誘導するための案内サインの適切な設置〔問題点との関係：①〕 など <u>景観形成に必要とされ、他の施策との連携が必要な取り組み</u> ・住民、事業者との協働による沿道の土地利用のあり方に関する検討〔問題点との関係：①、②、③、④〕 など

国道 415 号（幸町）

幸町交差点（左側が新文化施設予定地）

（仮称）ひみ番屋街周辺地区（間島～北大町）

【基本テーマ】

「健康と食」の賑わい交流ゾーンとして、
来訪者を「もてなす」魅力的な地区・沿道景観の形成

地区名	（仮称）ひみ番屋街周辺地区
地区の特徴	・**海越しの立山連峰**をはじめ、灘浦海岸や富山湾へのパノラマ眺望が望めます。 ・ランドマークとして多くの市民に愛される**比美乃江大橋や展望台**があります。 ・年間 120 万人が訪れる**ひみ番屋街が立地**しています。 ・市有地は**無電柱化**されています。 ・埋立地のため、旧海岸線に沿って**低層の黒瓦の家並みが連続**しており、歴史を感じさせる漁村の集落景観を形成しています。
景観誘導の方向性	【基本的な方向性】 ・立山連峰、阿尾城跡など、海への眺望を確保します。 ・県外・市外から多くの人々が訪れることから、植栽や景観に配慮した屋外広告物など、もてなし感あふれる空間づくりに努めます。 ・無電柱化された広がりのある空間を維持します。 ・勾配屋根が連続した家並みを保全・修景していきます。 ・黒瓦の家並み等の集落景観を望める眺望を保全します。

航空写真（間島～北大町）

（仮称）ひみ番屋街周辺地区つづき

地区名	（仮称）ひみ番屋街周辺地区（つづき）
景観形成上の問題点	① 既に大規模商業施設が立地しており、今後も開発圧力が高まることが予測されることから、眺望景観を阻害する建築物、工作物等の立地が懸念されます。 ② 市有地であるため、良好な景観形成への合意形成が他の地区に比べて容易ですが、民有地まで含めた景観形成に取り組むことが望ましい地区です。 ③ 既存建物の敷地は無電柱化されていますが、地区のルールとして定められていないため、今後新しく建築物や工作物が作られる際に電柱が立てられる可能性があります。
必要とされる取り組み	主に本計画において推進する取り組み ・官民協働による景観づくりのあり方（美化活動、緑化、景観に関する協定など）の検討 〔問題点との関係：①、②、③〕 ・屋外広告物の高さ、大きさ、色彩などを規制・誘導し、眺望や見通しに配慮した景観づくり 〔問題点との関係：①、②〕 ・市街地や観光スポットへ誘導するための案内サインの適切な設置 〔問題点との関係：①、②〕 など

ひみ番屋街（北大町）

市有地周辺（北大町）

氷見漁港と漁業文化交流センター（中央町）

４－３　景観形成重点地区の指定

氷見市景観計画に景観形成重点地区候補地として位置づけられた「（仮称）氷見インターアクセス地区」、「（仮称）シンボルロード地区」を含む国道 415 号沿道（道路境界から概ね 40m以内の敷地）を**「シンボルロード地区」**として景観形成重点地区に指定します。さらに、国道 160 号幸町交差点を境に、まちなか区間と田園集落区間に区分し、地域特性に応じた景観形成を図ります。あわせて、景観まちづくりのビジョンやテーマを共有し、「シンボルロード地区」と一体的な地域として、まちの魅力を高めていく区域を**「シンボルロード周辺回遊エリア」**と位置づけます。

１．景観形成重点地区の対象区域

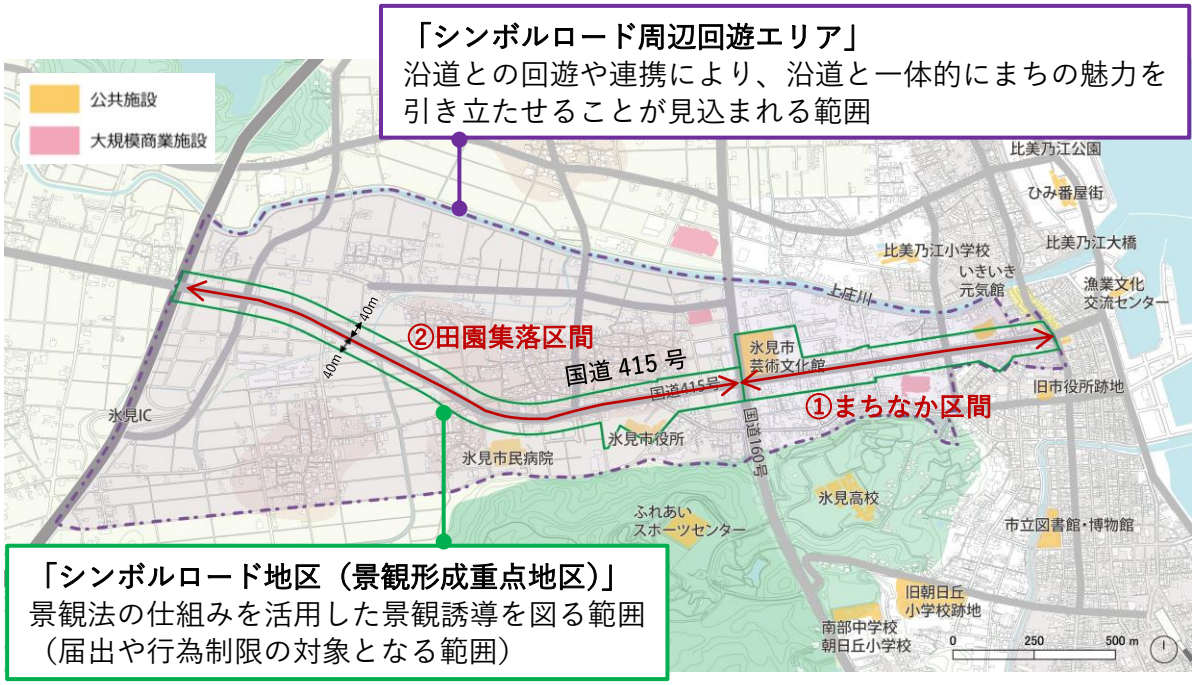

２．景観形成重点地区の届出対象行為

シンボルロード地区における届出対象行為は、別冊に掲げます。また、シンボルロード周辺回遊エリアにおける届出対象行為は、氷見市景観計画（市域全体）に準じます。

３．景観形成重点地区の行為の制限に関する基準

シンボルロード地区における行為の制限に関する基準は、別冊に掲げます。また、シンボルロード周辺回遊エリアにおける行為の制限に関する基準は、氷見市景観計画（市域全体）に準じます。

４．景観形成重点地区の目指す将来像

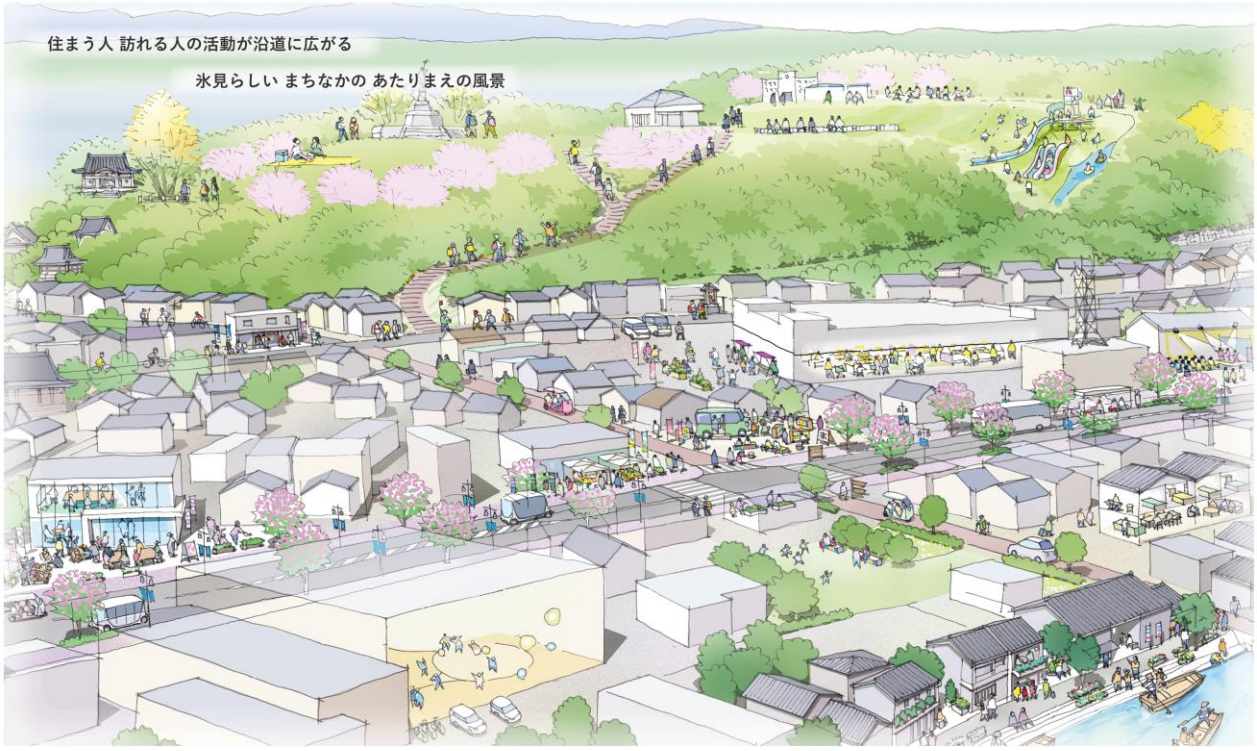

シンボルロード地区（まちなか区間）の将来の姿

シンボルロード地区（田園集落区間）の将来の姿

第５章　景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

５－１　景観重要建造物の指定の方針

氷見市では、地域の個性ある景観づくりの核として、地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）を指定し、その維持、保全及び継承を図ります。

１．指定の方針

歴史的・技術的な価値のあるものや、地域で広く親しまれているなど、外観が景観上特に優れている建造物（建築物及び工作物）は、良好な景観を形成する上でこれを守り、活かしていくことが望まれます。

このため、景観上重要な建造物を「景観重要建造物」に指定するものとします。

２．指定の基準

良好な景観を形成する上で重要と認められる建造物で、以下のいずれかに該当するものを景観重要建造物として指定し、積極的な保全・活用を図ります。

景観重要建造物の指定の基準

１．歴史的景観に寄与しているもの
２．優れたデザインを有しており、造形の規範になっているもの
３．再現が容易でなく、良好な景観形成上、保全する価値があると判断されるもの
４．景観上、地域のシンボル的な存在（ランドマーク）となっているもの
５．市民に広く親しまれ、保全する価値があると判断されるもの

参考：景観重要建造物の規定が適用されないもの（景観法第 19 条第 3 項）

文化財保護法の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しないものとされています。

３．指定の方法

景観重要建造物の指定にあたっては、まず、良好な景観形成に重要と認められる形態・意匠、建造物の状態や保全・活用に対する地元の意向等を調査します。

次に、所有者の同意を得た上で、景観審査会に諮り、指定の妥当性を判断します。

５－２　景観重要樹木の指定の方針

氷見市では、地域の個性ある景観づくりの核として、地域の景観上重要な樹木を指定し、その維持、保全及び継承を図ります。

１．指定の方針

氷見市や地域の情景を特徴づけ、市民に親しまれている樹木は、良好な景観を形成する上でこれを守り、活かしていくことが望まれます。

このため、景観上重要な樹木を「景観重要樹木」に指定するものとします。

２．指定の基準

良好な景観を形成する上で重要と認められる樹木で、以下のいずれかに該当するものを景観重要樹木として指定し、積極的な保全・活用を図ります。

景観重要樹木の指定の基準

１．樹容が景観上優れているもの
２．周辺の町並みの景観に調和しているもの
３．樹木固有の形状を保っている又は剪定等により良好な形状を保っているもの
４．景観上、地域のシンボル的な存在（ランドマーク）となっているもの
５．市民に広く親しまれ、保全する価値があると認められるもの

参考：景観重要樹木の規定が適用されないもの（景観法第 28 条第 3 項）

文化財保護法の規定により、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しないものとされています。

３．指定の方法

景観重要樹木の指定にあたっては、まず良好な景観形成に重要と認められる樹容や、樹木の状態や保全に対する地元の意向等を調査します。

次に、所有者の同意を得た上で、景観審査会に諮り、指定を判断します。

第６章　その他の良好な景観形成に関する事項

６－１　屋外広告物の設置に関する行為の制限に関する事項

景観づくりに大きな影響を与える屋外広告物は、建築物や工作物に関する行為の制限とあわせて、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を実施する必要があります。

氷見市においては、富山県屋外広告物条例（昭和 39 年 4 月 1 日富山県条例第 66 号）に準じ、良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害を防止しています。

良好な景観形成に向けた屋外広告物の規制・誘導にあたっては、今後も富山県屋外広告物条例を遵守し、富山県との調整を図りながら、必要な規制誘導を検討、強化するものとします。

また、屋外広告物の現況を把握しながら、市民・事業者に対して屋外広告物の設置に関する適切な指導・助言を継続的に行っていくとともに、景観形成重点地区においては、地区住民との十分な協議を経ながら、各地区の特性に応じた屋外広告物の基準を設定していきます。

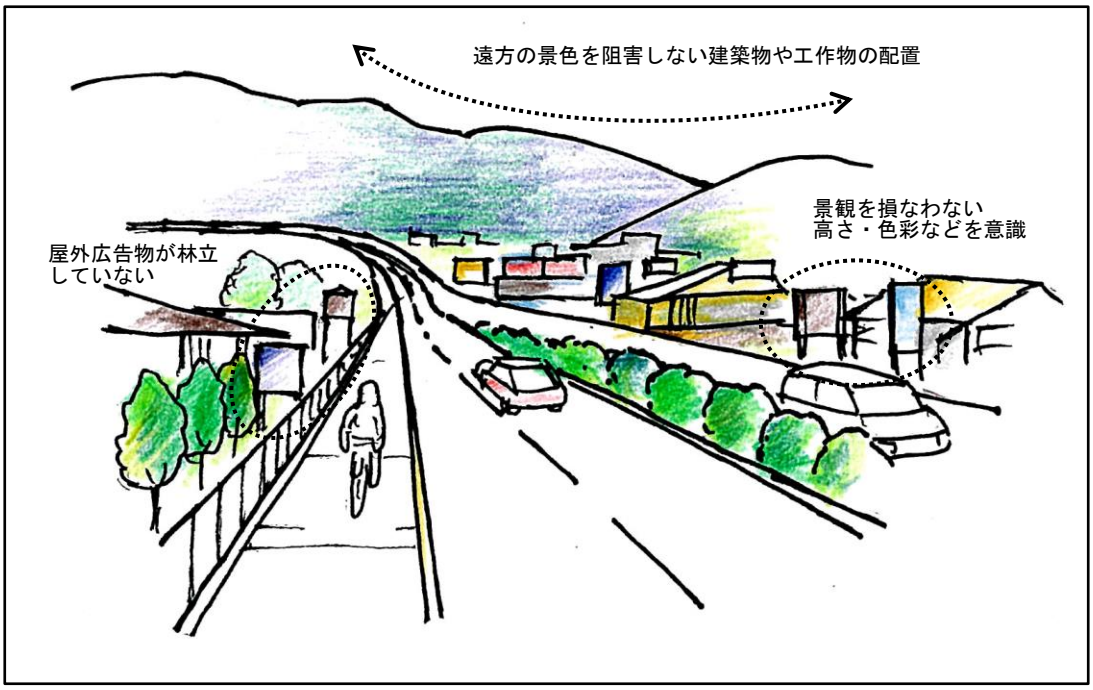

良好な屋外広告物の設置イメージ

参考：富山県屋外広告物条例に基づく届出対象行為及び基準（概要）

以下に、富山県屋外広告物条例に基づく届出対象行為及び基準の概要、富山県屋外広告物規制概要図（氷見市域）を示します。

<table>
<tr><th colspan="7">富山県屋外広告物条例</th></tr>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>レベル1
第1種禁止地域</th><th>レベル2
第2種禁止地域</th><th>レベル3
第3種禁止地域</th><th>レベル4
第1種許可地域</th><th>レベル5
第2種許可地域</th></tr>
<tr><td colspan="7">自家広告物：自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はその掲出物件</td></tr>
<tr><td rowspan="7"></td><td>屋上広告</td><td>・禁止</td><td>・高さ 2m以下、かつ建築物高さの1/2 以下
【色彩基準】</td><td colspan="3">・高さ 4m以下、かつ建築物高さの 1/2 以下</td></tr>
<tr><td>壁面広告</td><td>・上端 6m以下（ビル名称等を除く）
【色彩基準】</td><td colspan="2">・表示面積 1 壁面の 1/5 以下</td><td>・表示面積 1 壁面の 1/5 以下又は 20 ㎡未満かつ 1 壁面の 1/2 以下</td><td>・表示面積 1 壁面の 1/5 以下又は 30 ㎡未満かつ 1 壁面の 1/2 以下</td></tr>
<tr><td>突出広告</td><td>・路端から突出 0.6m以下、建築物高さの 2/3 以下
【色彩基準】</td><td colspan="4">・路端から突出 0.6m以下、建築物高さの 2/3 以下</td></tr>
<tr><td>野立広告</td><td>・高さ 4m以下
【色彩基準】</td><td>・高さ 6m以下</td><td>・高さ 8m以下</td><td>・高さ 10m以下、面積 30 ㎡以下</td><td>・高さ 10m以下、面積 50 ㎡以下</td></tr>
<tr><td>敷地内総量</td><td>・10 ㎡</td><td>・20 ㎡</td><td>・30 ㎡</td><td>・50 ㎡～300 ㎡</td><td>・100 ㎡～500 ㎡</td></tr>
<tr><td>可変広告
（LED 等）</td><td colspan="3">・不可</td><td colspan="2">・可</td></tr>
<tr><td colspan="7">一般広告物：自家広告物以外の広告物又はその掲出物件であって、条例第 7 条の規定などにより、その表示等が禁止されていないもの（管理用広告物など）に該当しない広告物</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>建物利用
（屋上・壁面・突出）</td><td colspan="3">・禁止</td><td>・自家広告物と同じ（総量に含む）</td><td>・自家広告物と同じ（総量に含む）</td></tr>
<tr><td>野立広告</td><td colspan="3">・禁止</td><td>・高さ 6m以下、面積 20 ㎡以下
【色彩基準】
・国道・主要地方道・鉄道（新幹線沿線以外）沿いは両側 100 m 後退して設置
・新幹線沿い南側は 1,000 m 後退して設置</td><td>・高さ 8m以下、面積 30 ㎡以下
【色彩基準】</td></tr>
<tr><td>総量</td><td colspan="3">－</td><td>・一敷地あたり 30 ㎡</td><td>・一敷地あたり 30 ㎡</td></tr>
</table>

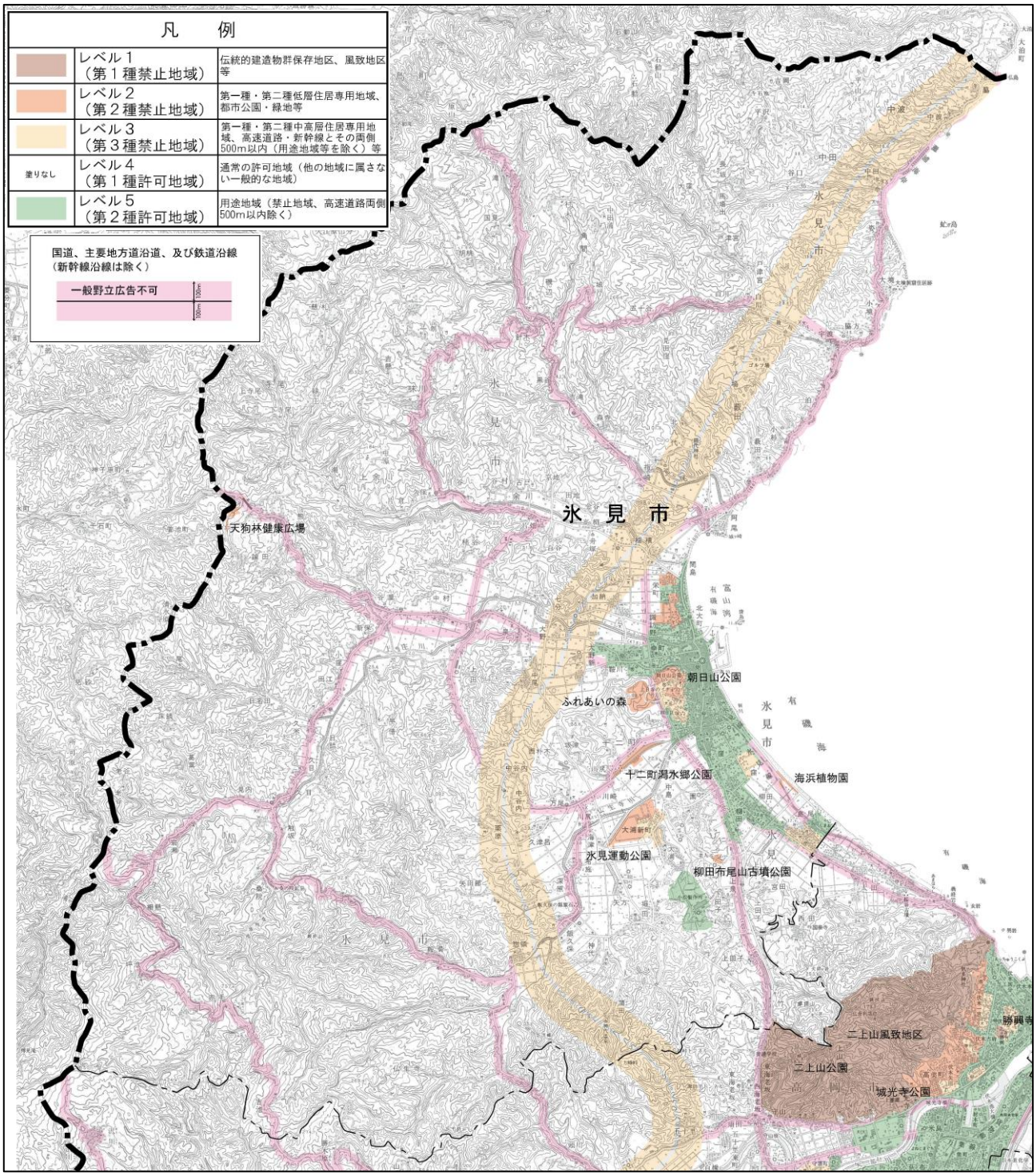

富山県屋外広告物規制概要図（氷見市域）

６－２　景観重要公共施設の整備に関する事項

氷見市では、道路、河川、公園等の公共施設が、良好な景観形成を推進するための重要な要素の一つと捉え、景観重要公共施設の設定について検討します。

富山県においては、富山県景観条例第 21 条に基づき、「富山県公共事業の景観づくり指針」が策定されており、公共施設の整備にあたっては、これに準じた景観配慮に努めることとしています。

氷見市における公共施設の整備においても、「富山県公共事業の景観づくり指針」の準用を徹底し、地域の自然、歴史、文化等の特性、周辺の町並みと調和し、里山、海岸、田園等の景観にも配慮した公共事業を推進することとします。

参考：富山県公共事業の景観づくり指針（基本事項）

１．公共事業の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、人々に親しまれ、誇りとされる景観を創出するよう工夫する。

２．事業の目的を踏まえたうえで、施設の機能性、安全性はもとより、経済性等にも配慮しつつ、景観づくりのための先導的な役割を果たすよう工夫する。

３．都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。

６－３　景観農業振興地域整備計画に関する事項

氷見市は、三方を宝達山系と二上山系に囲まれた地形の中にあって、平野が狭いことから、耕地は比較的少ないものの、谷筋、平地、沿岸部の集落と一体となった田園景観は美しく、また、長坂の棚田などのように景観的特徴を有する農地もあり、市民に親しまれる良好な景観を形成しています。

しかし、生産者の高齢化や担い手不足の進行などから農業従事者は年々減少傾向にあり、耕作放棄地などの増加が懸念されるため、氷見市の良好な田園景観を保全することが必要となっています。

このため、営農環境に配慮しつつ、谷筋、平地、沿岸部の集落と一体的な景観形成のあり方を定めた「景観農業振興地域整備計画」の策定を検討します。

また、景観農業振興地域整備計画の策定にあたっては、富山県及び氷見市の農業振興施策との整合を図るとともに、市民の理解を得ながら、農村景観と調和のとれた良好な営農条件の確保に努めます。

参考：景観農業振興地域整備計画に定める事項

１．景観農業振興地域整備計画の区域
２．区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項
３．区域内における農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
４．区域内における農用地等の保全に関する事項
５．区域内における農業の近代化のための施設の整備に関する事項

６－４　自然公園法の許可基準に関する事項

自然公園法に基づく自然景観保護と併せ、良好な景観形成のために必要な新たな許可基準を定めることを検討します。

このため、自然公園法に基づく対象地域の現状を調査するとともに、先進事例を研究し、氷見市にふさわしい景観保護のあり方を整理します。

第７章　計画の実現に向けて

７－１　計画の実現に向けた役割

景観は、その土地の自然・風土の上に、市民が積み重ねてきた暮らしによって形成されてきたものです。

そのため、景観づくりの推進については、そこに暮らす市民が主体となって景観を守り育てることを意識するとともに、事業者や行政との協働により、積極的に景観事業や景観活動を進めていくことが重要です。

氷見市では、市民、事業者、行政の立場を明確にし、役割を分担することで、効果的かつ具体的な景観づくりに取り組みます。

【計画の実現に向けた役割】

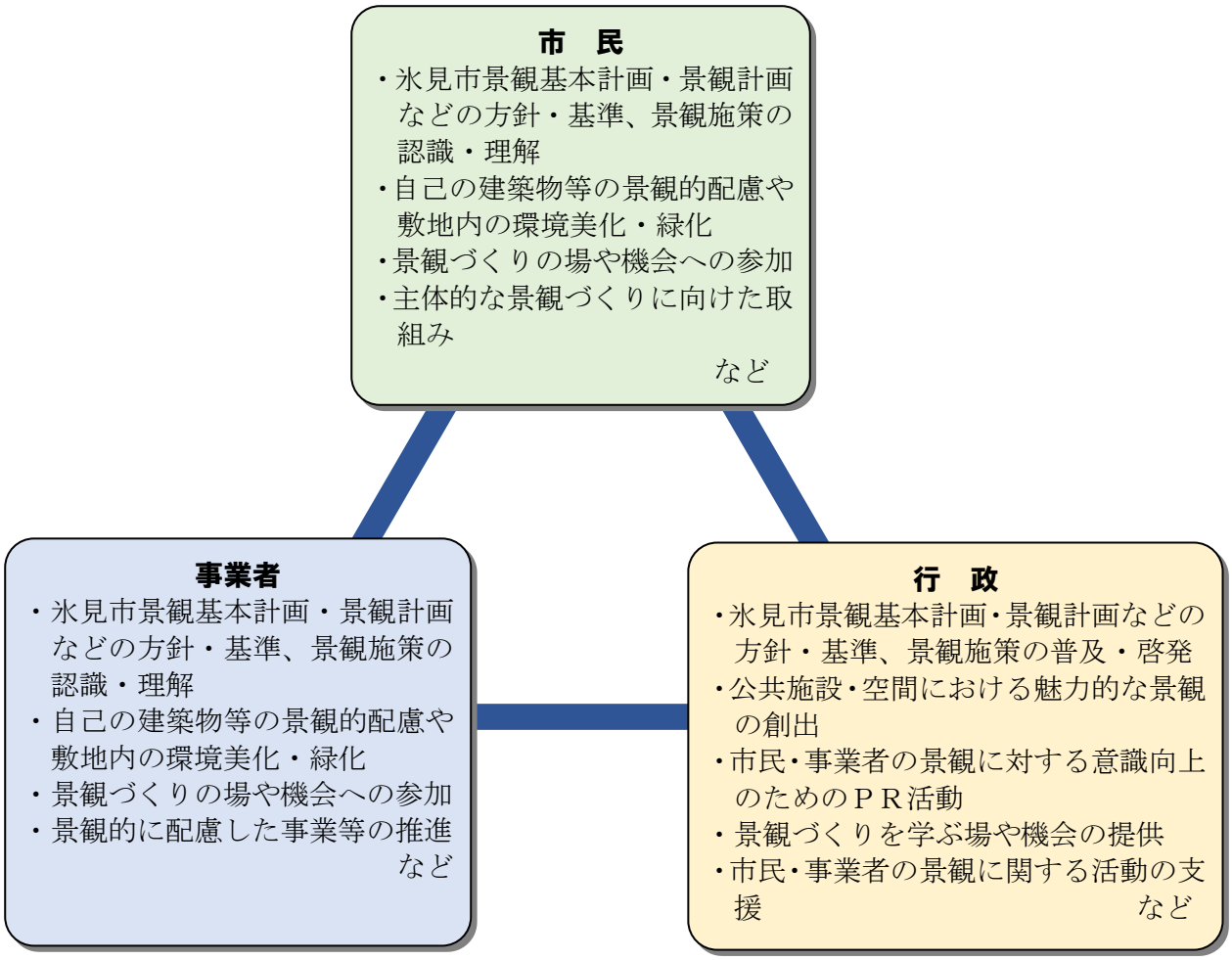

７－２　計画の実現に向けた取り組み

氷見市では、良好な景観形成を推進するため、以下の事項に取り組みます。

１．景観法・制度の活用と景観事業の推進

①景観計画の策定と景観条例の制定

景観形成を効果的に進めるため、景観計画を策定し、景観条例の制定とあわせて、景観法の各種制度を活用していきます。

②市民等との連携による規制・誘導

景観法に基づく制度だけでなく、富山県景観条例に定める景観づくり住民協定の活用や、景観形成重点地区における建築物・工作物の形態の規制・誘導、緑地の確保などを、市民・事業者で話し合いながら行っていきます。

③景観に関するガイドラインによる景観づくり事業の推進

良好な沿道景観の形成が特に必要な地区については、屋外広告物の掲出基準となる「（仮称）氷見市広告ガイドライン」を作成します。また、建築物・工作物を周辺環境と調和させるための事例集など、景観に対する配慮を具体的に分かりやすく伝えるガイドラインを作成します。また、富山県の「景観づくり住民協定」の事例集も活用していきます。

④景観形成重点地区の指定

今後の景観づくりを先導するモデル地区を景観形成重点地区（重点地区）として指定し、地区住民や事業者との協働によって積極的な景観誘導と先行的な景観整備を推進します。

指定にあたっては、重点地区の候補の中から、優先的に対応する 4 地区についてアンケート調査で住民の意識調査を行い、関心の高い地区から取組みを始めます。

重点地区候補地は、地区ごとに現状調査・分析を行い、（仮称）景観カルテを作成します。カルテを基に、「まもる、いかす、つくる、ととのえる」の観点から地区の課題と方針を抽出します。

市民や事業者にも参加してもらい、優先的に取り組む場所を決め、地区のルールづくりに取り組みます。

⑤景観審議会の設置

景観条例の制定にあわせ、氷見市の良好な景観づくりの推進に関する必要な事項について調査審議するため、学識経験者、関係団体の代表者、関係行政機関の職員等、市民などから構成される景観審議会を設置します。

2．景観づくりに対する市民・事業者の意識の向上

①広報ひみ、良好な景観選定等による情報発信

「氷見市景観計画」について、“広報ひみ”への掲載、“概要パンフレット”の配布や、ふるさと納税の使途として希望の多い“美しい景観保全”の PR など、氷見市の良好な景観について情報発信していきます。

②勉強会・研究会・まち歩き等の開催による啓発

日頃から地域の景観について考える機会を設けるため、専門家を招き、景観づくりやまちづくりに関わる勉強会・研究会・ワークショップ、シンポジウム等を開催します。

これまでの取組みとしては、平成 28 年度には「ひみ色彩景観塾」を開催し、氷見の「守りたい景観」「育てたい景観」をテーマとした公募写真から、ひみいろ 12 色を選定しました。平成 29 年度・30 年度には、旧市街地の南側・北側を対象としたまちあるき講座「ひみ景観塾」を行いました。これらの成果を生かして、重点地区候補地でのまちあるきや、身近な景観について発見する機会を継続します。

③子どもに対する学習機会の提供

児童施設、生涯学習施設などへの景観パンフレットの配置や、小中学生を対象としたわかりやすい副読本等の作成、写生大会等を通した景観に関する学習機会を提供します。

④景観に関する顕彰制度

富山県が実施している「うるおい環境とやま賞」、「景観広告とやま賞」などの機会をとらえて、市内の優れた事例の周知に努めます。

３．市民・事業者・行政の協働による景観づくり

①　景観づくり協議会の設置

景観形成を推進するため、地区住民が主体となって地区の景観について考える「景観づくり協議会」の設置を支援します。

協議会では、地区の良好な景観形成や魅力向上について考え、地区の協定づくりなどを協議し、市民・事業者・行政の協働による景観づくりを推進します。

②　景観づくり住民協定の締結

地区の協定は、富山県の「景観づくり住民協定」として締結し、知事に届け出ることができます。協定には、対象となる区域や良好な景観形成の方針などを定める必要があります。

③　支援体制の確立

富山県で市町村への景観づくり支援制度として設置されている景観アドバイザー派遣制度を活用し、良好な景観形成に向けての活動への助言、協議会の組織づくりや協定づくりなどへの助言のほか、届出対象行為を計画している事業者への助言などを行います。

景観づくりの推進については、庁内はもとより、国、県、隣接市町などとの協力体制が必要であることから、公共事業における情報共有をはじめ、大学、ＮＰＯ法人など各種団体とも連携し、良好な景観形成へ向けた体制を確立していきます。

【取組みのイメージ】

住民意識調査
↓
まちあるき・地域資源発掘
↓
景観づくり協議会の結成
↓
地区内の協定づくり
↓
景観づくり住民協定の締結

【期待される役割】

市民・事業者	行政
・調査への協力 ・まちあるきへの参加 ・景観への配慮 ・緑化、花いっぱい運動への参加 ・協議会、協定づくりへの参加	・地区内意識調査 ・まちあるき、地域資源発掘の機会提供 ・景観づくり支援（景観アドバイザーの派遣による協議会結成支援、協定づくり支援） ・協定の県への届出

７－３　計画の目標設定と見直し

１．良好な景観づくりへ向けた目標設定

景観形成重点地区の指定、景観づくり協議会の組織化、景観づくり住民協定締結の目標を、以下のように設定します。

項目	１０年後２０２９年までの目標	数値目標
景観形成重点地区	優先的に対応を検討する地区４地区から、地区を指定	２地区
景観づくり協議会	景観形成重点地区に限らず、市内の良好な景観形成に意欲のある団体の組織化	２団体
景観づくり住民協定	景観づくり協議会地区内または新たな住宅団地などでの良好な景観形成のためのルール（景観づくり住民協定）の締結	１協定

２．景観形成の基本方針の具体例

景観形成の基本方針を、景観形成重点地区候補地の具体的な取組みにあてはめると以下のようになります。

基本方針／候補地	“まもる”	“いかす”	“つくる”	“ととのえる”
旧市街地地区	・黒瓦の家並み ・湊川沿いのスズカケの木 ・上庄川沿いの倉庫群	・銅板葺きの外壁 ・湊川親水空間 ・防災建築街区の再生	・漁師の番屋をイメージした駅前広場の整備 ・まんがロードの延伸	・みなとがわ倉庫のリノベーション ・空き家の利活用
氷見 IC アクセス地区	・自然景観への眺望 ・田園景観等との調和	・田園風景と里山への眺望	・氷見らしさとおもてなしとが感じられる景観整備	・耕作放棄地の解消
シンボルロード地区	・無電柱化された広がりある空間	・広い歩道と空き地を使ったマルシェ	・新文化施設建設 ・ウェルカムバナー、フラワーバスケットの設置	・広告物の高さを揃える ・広告物の色彩を統一する
ひみ番屋街周辺地区	・海越しの立山連峰への眺望	・連続した黒瓦の家並み	・回遊性を高める景観整備 ・旧海岸線の再現	・外壁の色彩を統一する

３．定期的な見直しと計画の変更・修正

①　定期的な見直しと変更・修正

景観計画全体の内容については、１０年を目安に見直しを検討します。また、景観形成重点地区を指定する際には、地区住民や景観審議会の意見を聴いたうえで、景観計画の変更・修正を行います。

②　上位計画との整合

現在、第９次氷見市総合計画が 2022 年から 2031 年、氷見市都市計画マスタープランが 2019 年から 2038 年の期間で策定されています。今後はこれらの上位関連計画と整合を図りながら、適切に計画の見直しを行います。

４．氷見市景観計画の経緯

時期	内容	詳細
平成 16 年６月	「景観法」制定	平成 17 年６月１日　全面施行
平成 28 年６月１日	「氷見市景観基本計画」策定	氷見らしい景観の分析、目標、方針理念
平成 29 年３月 31 日	氷見市が「景観行政団体」に移行	
平成 31 年３月 25 日	「氷見市景観計画」策定	市全域を景観計画区域とする 平成 31 年４月１日　施行
平成 31 年４月１日	「氷見市景観条例」制定	平成 31 年 10 月１日　届出開始
令和８年９月３０日	「氷見市景観計画」変更（1 回目）及び「氷見市景観形成重点地区景観計画（シンボルロード地区）」策定	重点地区：シンボルロード地区 （仮称）氷見ＩＣアクセス地区及び（仮称）シンボルロード地区を景観形成重点地区として一体的に指定する

参考資料

1．　氷見市景観計画策定委員会委員名簿

	氏　名	職　名　等
学識経験者	たけやま　りょうぞう 武山　良三（委員長）	富山大学芸術文化学部長　教授 （県景観審議委員・アドバイザー）
	たに　あきひこ 谷　明彦（副委員長）	金沢工業大学産学連携室　教授
	ふじもと　ひでこ 藤本　英子	京都市立芸術大学美術学部　教授 （県景観審議会景観賞選定部会委員）
関係団体	あずま　ひでよし 東　秀佳	富山県宅地建物取引業協会高岡支部
	うえの　たつや 上野　達也	久目地区地域づくり協議会
	かわごう　みつゆき 川合　光行	富山県建築士会氷見支部副支部長
	きょうだ　さとし 京田　賢	氷見商工会議所専務理事
	さわぶ　こうさぶろう 澤武　功三朗	氷見市観光協会専務理事
	しみず　あきら 清水　彰	富山県屋外広告美術協同組合
	ぜんの　まもる 禅野　葵	氷見青年会議所理事長
	なかむら　たけし 中村　剛	氷見市商店街連盟会長
	のびらき　よしのり 能開　由規	氷見商工会議所青年部
	むかい　きょういち 向　教一 いけだ　むつよし 池田　六義（前任者）	自治振興委員連合会副会長
行政関係	ひろさわ　ひさや 広沢　久也 てらい　たけお 寺井　健雄（前任者）	富山県土木部建築住宅課長

（平成 31 年 2 月 12 日現在）

2.　氷見市景観計画策定までの経過

月　日	委員会等	内容等
平成 28 年 6 月 1 日	氷見市景観基本計画の策定	・氷見らしい景観の分析、目標、方針、理念
平成 28 年 7 月 4 日	第１回氷見市景観計画策定委員会	・氷見市景観計画について 目的、策定項目、予定
平成 28 年 11 月 4 日	第２回氷見市景観計画策定委員会	・行為の制限 ・届出対象行為 ・（仮称）重点地区候補地
平成 29 年 1 月 31 日	第３回氷見市景観計画策定委員会	・プロセスの再確認 ・景観計画（案）全般について
平成 30 年 12 月 27 日～ 平成 31 年 1 月 25 日	パブリック・コメントの実施	・提出意見３件
平成 31 年 2 月 12 日	第４回氷見市景観計画策定委員会	・パブリックコメント結果 ・景観形成重点地区の追加 ・計画の運用
平成 31 年 2 月 25 日	氷見市都市計画審議会	・国道 415 号氷見インターチェンジから市街地まで無電柱化を検討するよう意見あり ・分かりやすいリーフレットを作るなどして、市民に周知をしてもらいたい

3．　パブリックコメント実施結果

実施期間　平成 30 年 12 月 27 日より平成 31 年 1 月 25 日まで
提出意見　３件

番号	意見の要旨	市の考え方	対応
1	立山連峰への眺望について 小杉の海沿い埋立地にマツが植林されているが、成長すると立山連峰への眺望が遮られる恐れがある。	景観形成の４つの基本方針のひとつに、「氷見らしい景観をととのえる」があります。 これには、良好な景観を阻害している要素を取り除き、心地よい景観への改善を図るということも含まれます。景観計画では、このような取り組みを市民・事業者・行政が一体となって進めていくとしています。 なお、個別事項につきましては、今後、地域の方々や関係機関と協議してまいりたいと考えています。	記載済 10-11 ページ
2	公共空間について いさりびロードは落ち着いた照明が美しく、遠くには比美乃江大橋や展望台が淡い色で静かにたたずんでいる様子が好きです。 比美乃江公園や駅前広場など、すっきりとした公共空間に不調和な像などが林立しないようにしていただきたいと思います。	景観誘導基準の基本事項では、「周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮する」としており、公共空間においても率先して守らなければならないルールであると考えています。公共空間の中でも、特に積極的な景観形成が必要な場所については、重点地区として指定するなど、より詳細な基準を設定して良好な景観誘導を行います。	記載済 21、 37-40 ページ
3	屋外広告物について 景観計画（案）の 41 ページに屋外広告物の記載がありますが、国道 160 号の窪付近の屋外広告物の高さが気になります。北上する際は朝日山にかかり、南下する際は二上山を背景にいろいろな高さや色の看板が林立しています。屋外広告物の規制が必要だと思います。	屋外広告物については、本計画では引き続き「富山県屋外広告物条例」を遵守する方針としています。 屋外広告物の現況を把握しながら、市民・事業者に対して屋外広告物の設置に関する適切な指導・助言を継続的に行っていくとともに、景観形成重点地区においては、地区住民との十分な協議を経ながら、各地区の特性に応じた屋外広告物の基準を設定してまいります。	記載済 43-45 ページ

氷見市景観計画

935-8686
富山県氷見市鞍川 1060 番地
氷見市建設部都市計画課
電話 0766-74-8078
Email toshikeikaku@city.himi.lg.jp